漢初列侯封建の政治的背景

――恵帝期・高后期の列侯封建についての基礎的考察

邉 見 統

一問題の所在

年(前一八八)まで帝位にあり、 二人の少帝の時代、すなわち高后期には呂后が称制して政治を行った。 恵帝および少帝恭・少帝弘が帝位にあった時代には、高祖の妻であり恵帝の母である呂后が大きな権力を有し、特に 高祖一二年(前一九五)四月、 恵帝の没後、高后八年(前一八〇)まで恵帝の子少帝恭と少帝弘が帝位にあっ 前漢の建国者である高祖劉邦が没し、翌月には恵帝劉盈が即位した。恵帝は恵帝七

造が存在し、宮廷権力機構は高后期に形成されたと説く。 諸呂の乱の背景などを詳細に検討した。このように近年、 帝弘を「恵帝系皇統」と捉え、恵帝系皇統と呂氏一族を軸に当該期の政治史を検討している。また李開元氏は漢初に 恵帝期・高后期の政治史については近年、いくつかの研究が見られる。たとえば薄井俊二氏は、恵帝と少帝恭・少 丞相府を中心とし「軍功受益階層」が権力を握る漢朝政府と、宮廷権力機構・諸侯王国による三権並立の政治構 郭茵氏は、 恵帝期・高后期について詳細な考察を加えた研究が見られ 呂后の権力基盤の形成過程や高后期の権力構造、

漢初列侯封建の政治的背景

(邉見)

特に薄井・郭両氏の研究は、恵帝期・高后期を中心に検討している。

定や「高祖系列侯位次」の政治的意義や制定の背景について考察した。いずれも高祖功臣が大きな政治的影響力を有 恵帝期・高后期の列侯に関係する政治状況を広範に考察したものではない。 考えられる。 した高后期において、呂氏政権が諸侯王や高祖功臣の支持を獲得し、自らの権力基盤を確立するために制定されたと 筆者はこれまで漢初の列侯を対象として検討し、特に高后期に制定された張家山漢簡「二年律令」具律八五簡の規 しかしながら筆者のこれらの研究は、あくまで特定の政策の政治的意義や背景を考察するものであり、

なって完了したと指摘している。つまりこれまでの研究は、恵帝期・高后期の列侯封建をはじめとする論功行賞を高なって完了したと指摘している。つまりこれまでの研究は、恵帝期・高后期の列侯封建をはじめとする論功行賞を高 祖期の延長線上に捉えており、 また楯身智志氏も高后二年 后期には、 侯の封建による論功行賞は凍結され、 高祖期に論功行賞をめぐって功臣の間に不満が高まり、結果として謀反の動きが生じたことを憂慮し、 また先行研究においても、 呂氏を優遇するために列侯封建を再開したが、封侯されていない功臣の不満が再び高まったとしている。 (前一八六)の列侯の位次制定について述べたなかで、高祖期に難航した封侯は高后期に 当該期の列侯に対する言及は十分とは言えない。たとえば薄井氏は、 当該期に行われた列侯の封建について具体的に考察し、 郡国の二千石への任用によって行賞が代替されたと説いている。そして続く高 その意義を検討した研究は見 恵帝および呂后は 恵帝期には列

を確保するために重要であったと考えられる。 と列侯の盟約により皇帝の恣意的な列侯封建が制限された。また、 しかしなが ら列侯は漢代二十等爵制の第二十等、すなわち最高位の爵位であり、 つまり少なくとも漢初においては列侯を封建する、 列侯に封建されることは高祖功臣が政治的発言力 後述するように高祖末年 もしくは列侯に封 には高祖

建されるということは、

政治的に極めて重要な意義を有した。

さらに高祖による論功行賞は高祖一二年三月に完了したと考えられる。 別稿において検討する用意があるので、こ

こでは詳細には述べないが、高祖は高祖一二年三月詔において「吾天下の賢士功臣に於いて、負くこと亡しと謂ふべ

し。」と述べ、論功行賞の完了を宣言しているのである。

きである。そして本稿で述べるように、恵帝期・高后期に行われた列侯の封建は、各時期の政治課題に対処するため として列侯の封建が行われていたとしても、その指摘は当該期における個々の封建事例を検討したうえでなされるべ に行われており、高祖期の延長でもなければ、呂氏一族を優遇することのみを目的として実行され とすれば、 恵帝期・高后期における列侯封建を単純に高祖期の延長と解するべきではない。また仮に高祖期の延長 たのでもない

な理解を妥当なものと認めるが、一方で列侯に関連するものを含め、当該期の政治動向や政策についてより一層の具 の正統性の確立に努めていたと考えている。よって、筆者は先行研究の示す恵帝期・高后期の政治史に対する大枠的 していることを指摘し、さらに景帝以後の皇帝も高祖功臣の子孫と関係を取り結ぶことで高祖の権威を継承し、 たと解されている。 また、上述の先行研究では、恵帝期・高后期には高祖功臣が大きな影響力を有し、また高祖の政策が維持されてい 筆者も拙稿のなかで、高后期や文帝期にとられた列侯に関連する政策が高祖の権威 の継承と関係

帝期・高后期の列侯封建の政治的背景を検討したい。 体的考察を加えることで、漢初政治史に対する理解の進展が得られると考える。本稿ではその試みの一つとして、恵

すなわち、本稿は恵帝期・高后期に行われた列侯封建の政治的背景を検討し、これを当該期の政治史に位置づける 恵帝朝・呂氏政権の性格、 ひいては漢初政治史の理解の一助とせんとするものである。

本稿の考察においては多くの列侯が挙げられるが、 しかし紙幅の関係からそれらのすべてを指摘することはできない。よって、本稿では特に必要のない 彼らの封号や姓名については『史記』・『漢書』

漢初列侯封建の政治的背景

兀

り、封号や姓名の異同に言及はしない。

係する恵帝期・高后期の主要な事件を示したものであり、 また、表一は本稿で考察対象とする恵帝期・高后期に封建された列侯を挙げたものである。表二は本稿の考察に関 図一は呂氏一族の系図である。 適宜、参照されたい。

二 恵帝期の列侯封建

の N 六月の封建とそれ以降に行われた対諸侯王政策としての封建とに分けて検討することとする。 (表一No.一~No.六)は、これまで高祖によって封建された列侯であると考えられてきた。しかし後述するよ 一二年四月甲辰から同年九月までの時期も恵帝の治世に数えることができる。この見方に基づくと、恵帝期には表 高祖は高祖一二年四月甲辰に長楽宮に没した。そして同年五月己巳、皇太子劉盈 筆者はこの六名の封建も恵帝によって行われたと考える。本章では、 一から N o. 九までの九名が列侯に封建されたことになる。このうち、高祖一二年六月に封建された六名 封建の時期と性格によって、高祖一二年 (恵帝)が即位した。

(一) 高祖一二年六月の封建

者年表・『漢書』巻一六高恵高后文功臣表はこの順で配列している。 紀信侯陳倉・甘泉侯王竟・煮棗侯革赤・張侯毛沢・傿陵侯朱濞・鹵侯張平の六名であり、『史記』巻一八高祖功臣侯 最初の列侯封建は高祖一二年六月壬辰に行われた。高祖一二年六月に封建されたと考えられるのは、

しかしこの六名は、『史記』・『漢書』では高祖によって封建されたと解されている。また梁玉縄は『史記』(9) 高祖功

表 1 恵帝期・高后期封建列侯

No.	封号	姓名	封建時期	備考
1	紀信侯	陳倉	高祖 12 年 6 月壬辰 (14)	高祖功臣。
2	甘泉侯	王竟	高祖 12 年 6 月壬辰 (14)	高祖功臣。
3	煮棗侯	革赤	高祖 12 年 6 月壬辰 (14)	高祖功臣。
4	張侯	毛沢	高祖 12 年 6 月壬辰 (14)	高祖功臣。
5	傌陵侯	朱濞	高祖 12 年 6 月	高祖功臣。
6	鹵侯	張平	高祖 12 年 6 月	高祖功臣。
7	便侯	呉浅	恵帝元年9月癸卯(2)	長沙王呉臣子。
8	軑侯	利蒼	恵帝2年4月庚子(3)	封建時には長沙国丞相。
9	平都侯	劉到	恵帝5年6月乙亥(26)	もと斉将。
10	南宮侯	張買	高后元年4月丙寅(3)	呂氏集団。封建時には太中大夫。
11	梧侯	陽成延	高后元年4月乙酉(22)	封建時には少府。
12	平定侯	斉受	高后元年4月乙酉(22)	封建時には斉国丞相。
13	博城侯	馮無択	高后元年4月乙酉(22)	呂氏集団。封建時には郎中令。
14	沛侯	呂種	高后元年4月乙酉(22)	呂釈之少子。
15	扶柳侯	呂平	高后元年4月庚寅(27)	呂長姁子。
16	郊侯	呂産	高后元年4月辛卯(28)	呂沢少子。
17	襄城侯	劉山	高后元年4月辛卯(28)	恵帝子。
18	軹侯	劉朝	高后元年4月辛卯(28)	恵帝子。
19	壺関侯	劉武	高后元年4月辛卯(28)	恵帝子。
20	沅陵侯	呉陽	高后元年7月丙申(5)	長沙王呉臣子。
21	上邳侯	劉郢客	高后2年5月丙申(9)	楚王劉交子。
22	朱虚侯	劉章	高后2年5月丙申(9)	斉王劉襄弟。
23	筑陽侯	蕭延	高后2年	酇侯蕭何・酇侯某同の子。
24	昌平侯	劉太	高后4年2月癸未(7)	恵帝子。
25	贅其侯	呂勝	高后4年4月丙申(21)	呂后昆弟子。封建時には淮陽国丞相。
26	中邑侯	朱通	高后4年4月丙申(21)	封建時には呂国丞相。
27	楽平侯	衛無択	高后4年4月丙申(21)	封建時には衛尉。
28	山都侯	王恬啓	高后4年4月丙申(21)	封建時には梁国丞相。
29	松茲侯	徐厲	高后4年4月丙申(21)	封建時には恒山国丞相。
30	成陶侯	周信	高后4年4月丙申(21)	封建時には河南守。
31	鄃侯	呂它	高后4年4月丙申(21)	呂后昆弟子。封建時には太中大夫。
32	滕侯	呂更始	高后4年4月丙申(21)	呂氏一族。封建時には楚国丞相。
33	醴陵侯	某越	高后4年4月丙申(21)	封建時には長沙国丞相。
34	呂成侯	呂忿	高后4年4月丙申(21)	呂后昆弟子。
35	臨光侯	呂嬃	高后4年4月丙申(21)	呂后妹。『史記』・『漢書』列侯表には見えない。
36	東牟侯	劉興居	高后6年4月丁酉(3)	斉王劉襄弟。
37	錘侯	呂通	高后6年4月丁酉(3)	呂台子。
38	信都侯	張侈	高后8年4月丁酉(15)	魯王張偃兄。
39	楽昌侯	張受	高后8年4月丁酉(15)	魯王張偃兄。
40	祝茲侯	呂栄	高后8年4月丁酉(15)	呂后昆弟子。
41	建陵侯	張釈	高后8年4月丁酉(15)	封建時には大謁者。
42	東平侯	呂荘	高后8年5月丙辰(4)	呂台子。

^{*「}封建時期」の括弧内の数字は、封建日を各月の朔日から数えたものである。

表 2 恵帝期・高后期事項表

	時期		事項
		T == ()	
高祖 12 年	4月	甲辰 (25)	高祖、没する。
		丁未 (28)	高祖の喪を発する。
	5月	己巳 (20)	恵帝、即位する。
恵帝元年	12月		呂后、趙王劉如意を殺害する。
			准陽王劉友を趙王に徙封する。淮陽国は郡となる。
	夏		呂沢に令武侯と追諡する。
			呂后、戚夫人を殺害する。
	?		営陵侯劉沢を衛尉に任じる。
	?		諸侯王国の相国を廃止し、丞相を漢朝の任命とする。
恵帝2年	10月		斉王劉肥、城陽郡を魯元公主に湯沐邑として献じ、魯元公主を斉の王太后
			とする。
	7月	辛未 (5)	相国蕭何、没する。
	. / 3	癸巳 (27)	斉国丞相曹参を相国に任じる。
恵帝4年	10月	壬寅	魯元公主の娘張氏を恵帝の皇后とする。
恵帝5年	8月	乙丑 (17)	相国曹参、没する。
忠市 5 午	9月	CH (11)	特色音多、反する。 長安城壁の建設が完了する。
表文 c 左		□□ (00)	
恵帝6年	10月	己巳 (22)	安国侯王陵を右丞相に、曲逆侯陳平を左丞相に任じる。
恵帝7年	8月	戊寅(12)	恵帝、没する。
		-	呂台・呂産・呂禄に南北軍の兵権が与えられ、呂氏一族の入宮が許される。
	9月		少帝恭、即位する。
高后元年	10月		呂后、称制する。
			呂氏一族の諸侯王封建についての議論が行われる。
	11月	甲子 (29)	右丞相王陵を太傅に、左丞相陳平を右丞相に、典客審食其を左丞相に任じ
			వ _ం
			呂沢を悼武王と追尊する。
	4月		(表3を参照。)
	?		呂公に呂宣王と追諡する。
	?		呂王呂台、没する。子の呂嘉、襲封する。
	春		高祖系列侯位次制定の詔が出される。
	5月	丙申 (9)	上邳侯劉郢客・朱虚侯劉章を封建する。
	7月		恒山王劉不疑、没する。
		癸巳 (7)	襄城侯劉山を恒山王に封建する。劉山は名を義と改める。
高后4年	4月	丙申 (21)	中邑侯朱通・楽平侯衛無択・山都侯王恬開・松茲侯徐厲・成陶侯周信・鄃
1.3.2	-/-	' ' ' ' '	侯呂它・醴陵侯某越・贅其侯呂勝・滕侯呂更始・呂成侯呂忿・臨光侯呂嬃
			を封建する。
	r 🗆 o		
	5月?	포트 (11)	呂后、少帝恭を廃して殺害する。
	5月	丙辰(11)	恒山王劉義、皇帝に即位する。劉義は名を弘と改める。
			軟侯劉朝を恒山王に封建する。
			絳侯周勃を太尉に任じる。
	?		平陽侯曹窋を御史大夫に任じる。
高后5年	8月		准陽王劉強、没する。
			壺関侯劉武を淮陽王に封建する。
高后6年	10月		呂王呂嘉を廃する。
		丙辰 (20)	郊侯呂産を呂王に封建する。
	4月	丁酉 (3)	東牟侯劉興居を封建する。
高后7年	正月	丁丑 (18)	趙王劉友、幽死する。
	2月		梁王劉恢を趙王に徙封する。
			呂王呂産を梁王に徙封し、太傅に任じる。
		丁巳 (28)	昌平侯劉太を呂王に封建する。呂国を済川国と、梁国を呂国と改称する。
			営陵侯劉沢を琅邪王に封建する。
	6月		趙王劉恢、自殺する。呂后は子による王位継承を認めず。
	秋		武信侯呂禄を趙王に封建する。呂釈之に趙昭王と追諡する。
	9月		燕王劉建、没する。呂后、劉建の子を殺害し、燕国は除かれる。
	0.71	1	ハーチック・スケック ロコ・チンケッコ と次日 い、三日の次ですが30

高后8年	10月	辛丑 (16)	腄侯呂通を燕王に封建する。
	3月		呂后、掖傷を患う。
	4月	丁酉 (15)	信都侯張侈・楽昌侯張寿・祝茲侯呂栄・建陵侯張釈を封建する。宦官に爵
			関内侯と食邑 500 戸を与える。
	5月	丙辰 (4)	東平侯呂荘を封建する。
	7月		呂后の病状が悪化する。趙王呂禄を上将軍に任じて北軍を率いさせ、呂王
			呂産に南軍を率いさせる。
		辛巳 (?)	呂后、没する。遺詔により呂王呂産を相国に、左丞相審食其を太傅に任じ、
			呂禄の女を少帝弘の皇后とする。
	8月	丙午 (26)	斉王劉襄、挙兵する。
	9月	庚申 (10)	朱虚侯劉章、相国呂産・長楽宮衛尉呂更始を殺害する。絳侯周勃、呂氏一
			族の殺害を命じる。
		辛酉 (11)	大臣、趙王呂禄・臨光侯呂嬃を殺害し、魯王張偃を廃する。
		壬戌 (12)	太傅審食其を左丞相に任じる。
		戊辰 (18)	済川王劉太を梁王に徙封し、劉遂を趙王に封建する。斉王劉襄、兵を撤退
			させる。
	後9月	己酉 (29)	少帝恭・梁王劉太・淮陽王劉武・恒山王劉朝を殺害する。
			代王劉恒、皇帝に即位する。

*「時期」の干支の後に附した括弧内の数字は、その干支を各月の朔日から数えたものである。「?」は、 当該月にその干支が存在しないことを示す。

図 1

呂氏系図

呂公 呂后昆弟子 呂忿・呂勝・呂栄 -呂長姁-高祖劉邦 上呂種 量 上品則 上星産 岩 || (のち琅邪王) 営陵侯劉沢 宣平侯張敖 魯元公主 女(趙王劉友妻)・呂更始その他呂氏一族 -斉王劉肥--趙王劉恢 占莊 占通 占嘉 代王劉恒 趙王劉如意 -恵帝劉盈 張皇后 斉王劉襄 東牟侯劉興居 済川王劉太 -恒山王劉不疑 淮陽王劉強 恒山王劉武 恒山王劉朝 少帝劉恭

少帝劉弘

女

朱虚侯劉章

七

『史記』高祖功臣侯者年表と『漢書』高恵高后文功臣表の高祖の段の末尾に陳倉・王竟・革赤・毛沢に続けて置かれ それではこの四名の後に記された傿陵侯朱濞と鹵侯張平についてはどのように考えるべきであろうか。この二名は、

壬辰に封建されたと解するべきである。

の後に挙げられた朱濞と張平も恵帝によって封建されたと解することが可能である。 ている。『史記』・『漢書』の列侯表は原則として封建の順に従って列侯を挙げているから、 陳倉・王竟・革赤・毛沢

高恵高后文功臣表の記載に混乱が見られる。 高后文功臣表は同年一二月としている。このように朱濞・張平の封建については『史記』高祖功臣侯者年表・『漢書』 は高祖一二年一二月とする。 しかし朱濞の封建の時期について『史記』高祖功臣侯者年表は「高祖十二年中」とし、『漢書』高恵高后文功臣表 他方、張平については、『史記』高祖功臣侯者年表は高祖一二年六月とし、

この史料の状況についてはいくつかの解釈が可能である。 しかし紙幅も限られており、 また議論の繁雑を避けるた

祖一二年に封建された列侯の末尾に置かれたと解される。 もに高祖一二年一二月に封建されたと解するものである。この解釈に基づくと、『漢書』高恵高后文功臣表における め、ここでは最も穏当と考えられる二つの解釈を挙げたい。一つは『漢書』高恵高后文功臣表に従い、 前後して配列されるべきであったと考えられる。そして『史記』高祖功臣侯者年表における張平の記述は朱濞と同じ 「高祖十二年中」が正しく、朱濞・張平は高祖一二年に封建されたが、 張平の 配列が誤っており、彼らは本来、高祖一二年一二月に封建された高陵侯王周 封建の時期が詳らかでは ・期思侯賁赫・戚侯李必に なかったため、 高

事では「六月」が「十二月」と誤記されたことになる。 張平の前に配された朱濞も高祖一二年六月に封建されたこととなり、『漢書』 はできない。 の朱濞封建の時期を「高祖十二年中」とし、張平封建の時期を「高祖十二年六月」とする記載を誤りと断定すること 高恵高后文功臣表が朱濞・張平の封建の時期を高祖一二年一二月とするのは誤りとなり、『史記』高祖功臣侯者年表 に基づくと、朱濞・張平は高祖一二年六月壬辰以降に封建されたことになる。そしてこの解釈のもとでは、 ま一つの解釈は『史記』高祖功臣侯者年表および『漢書』高恵高后文功臣表の配列に従うものである。 さらに『史記』高祖功臣侯者年表において張平が高祖一二年六月の封建とされていることを重視すれば 高恵高后文功臣表の両者についての記 この解釈 『漢書』

配列には基本的に誤りがなく、特に理由がない限りは改める必要はないと考えられる。よって、本稿では朱濞 は恵帝によって高祖一二年六月壬辰以降、 ずれの解釈が妥当であるか、他に材料がないため断定することはできない。しかし『史記』・『漢書』 張平が高祖一二年一二月、もしくは高祖一二年七月以降に封建されたと解しても、本稿の行論に問題は生じな さらに限定して高祖一二年六月に封建されたと解することとする。

漢初列侯封建の政治的背景

()

うか。 に対して積極的な意義を見出さない。しかしながら、高祖一二年六月の六名の列侯封建は恵帝もしくは呂后によって それでは恵帝の即位後、まもなくして六名の列侯が封建されたことにはどのような政治的背景が存在するのであろ 先行研究は高祖一二年六月の列侯封建を高祖によるものと解したこともあり、先述のごとく恵帝期の列侯封建

行われたと考えられるから、恵帝期の列侯封建についても改めて検討を行う必要がある。

高祖一二年六月に封建された六名の列侯はいずれも高祖功臣である。『史記』高祖功臣侯者年表の彼らの封建事由

に関する記事を以下に挙げる。

紀信侯陳倉

戶。 中涓を以て從ひて豐に起ち、騎將を以て漢に入り、將軍を以て籍を擊ち、後盧綰を攻め、侯とせらる、七百

甘泉侯王竟

車司馬を以て漢王元年初めて從ひて高陵に起ち、劉賈に屬し、都尉を以て從軍し、侯とせらる。

煮棗侯革赤

張侯毛沢 越の連敖を以て從ひて豐に起ち、別に郎將を以て漢に入り、諸侯を撃ち、都尉を以て侯とせらる、 九百戶。

中涓騎を以て從ひて豐に起ち、郎將を以て漢に入り、從ひて諸侯を擊つ、七百戶。

傿陵侯朱濞 卒を以て從ひて豐に起ち、漢に入り、都尉を以て籍・茶を撃ち、侯とせらる、七百戶。

鹵侯張平

 $\overline{}$

中涓を以て前元年從ひて單父に起つも、關に入らず、籍・布・燕王綰を擊ち、南陽を得るを以て、侯とせら

ることが可能であるが、他の四名は封建の理由とされた功績を挙げてから数年を経た後に列侯に封建されており、 五年(前二〇二)以前の功績のみが挙げられている。陳倉・張平は直近の反乱平定における功績を評価されたと考え 侯張平は高祖一二年に起きた淮南王英布・燕王盧綰の反乱の平定も封建の理由に挙げられているが、他の四名は高祖 右に明らかなように、この六名は秦末もしくは楚漢戦争期から高祖に従った功臣である。このうち紀信侯陳倉・鹵 る、二千七百戸。

純に論功行賞の結果として列侯に封建されたとは見なしがたい。この点はどのように解するべきであろうか

れも祭祀を通じて漢帝国の支配が継続されることを示す意図があったであろう。(エイン については『漢書』巻二恵帝紀に見え、高祖一二年五月丙寅の恵帝即位の記事に続けて記されているから、この措置 あったと考えられる。また『漢書』恵帝紀によれば、高祖一二年に郡国に対して高廟の設置が命じられているが、こ そしてこの措置には、恵帝の即位にあたって、広く恩恵を賜与することで恵帝の徳を示し、統治を安定させる意図が は恵帝即位にともなって行われたものと考えられ、身分によって差はあるものの、官吏や民が広く対象とされている。 ここで六名の列侯が封建されたのと同時期に、広く爵位の賜与や刑罰の減免などが行われた点に着目したい。これ

位の継承を安定的に行い、劉氏の支配を根付かせるため、このような政策をとったと考えられる。 このように恵帝の即位直後には、統治の安定を目的とした政策が行われた。恵帝は高祖に続く二代目にすぎず、帝

きる、③上記二点に違反する者が現れた場合は天下はともにこれを誅する、と定めた盟約である。 白馬の盟は、①劉氏のみが諸侯王に封建されうる、②功績のない者は列侯に封建されえず、皇帝のみが列侯を封建で そもそも高祖もまた劉氏による支配の継続に腐心していた。高祖は高祖一二年三月に列侯と白馬の盟を交わした。(ほ) 高祖が他の諸侯王

漢初列侯封建の政治的背景

れたことは、帝位もまた劉氏のみに限られることを示していると言えよう。 に推戴されて漢王から帝位に即いたことを考えれば、白馬の盟によって新たに封建される諸侯王が劉氏のみに限定さ

皇帝のみに限定した点は、これによって他の封建主体を否定することで、既存の列侯の高貴性を保つとともに、 ものである。つまり、既存の列侯にとっては自らの地位の高貴性を保つ意味があった。一方、列侯を封建する権限を また、白馬の盟では列侯封建の要件に功績が挙げられているが、これは皇帝による恣意的な列侯の封建を制限する

の封建主体である皇帝への忠誠を促す意図があったと言える。 高祖が死の直前にこうした盟約を交わしたことは、高祖自身が劉氏による支配に不安を抱いていたことを表してい ゆえに当時、中央・地方の政治において大きな影響力を有した高祖功臣の中心たる列侯と盟約を交わして、彼ら

の特権的な地位を認めると同時に、彼らの劉氏皇帝に対する忠誠の確保を図ったのである。 こうした高祖の腐心の一方で、呂后は高祖功臣に対して強い疑念を抱いていた。『史記』巻八高祖本紀高祖一二年

の審食其に、 四月条には、 高祖の死後、呂后が四日間、喪を発せず、功臣の殺害を図っていたことが見える。その際、呂后は側近(3)

ば、天下安からじ。 諸將帝と編戸の民爲るも、今北面して臣と爲る、此常に怏怏たり、今乃ち少主に事ふ、盡く是を族するに非ずん

いた。つまり、呂后は功臣が恵帝の帝位継承に承服しないことを憂慮していたのである。 なったことを不満に思っており、若い恵帝に代替わりした場合、功臣を族滅しなければ天下は安定しない、と考えて と述べている。これによれば呂后は、功臣がかつては高祖と同じく庶民であったのに、高祖に対して臣従することと

このほかにも恵帝の帝位継承には大きな不安があった。すなわち、高祖は存命中に恵帝を皇太子より廃し、趙王劉

封地の削減に努めた。(22) 如意に替えようとしたのである。これは功臣の強い反対によって失敗に終わったが、劉如意はいまだ存命であり、こ如意に替えようとしたのである。これは功臣の強い反対によって失敗に終わったが、劉如意はいまだ存命であり、こ そのため、呂后は恵帝即位後も彼らを強く警戒し、 かにも広大な封土を領する斉王劉肥をはじめ、高祖の皇子が諸侯王の地位にあり、彼らは恵帝の帝位に挑戦しえ 劉如意を殺害し、 劉肥の暗殺を謀り、 暗殺の失敗後も斉国の

を図ったのである。即位直後の爵位賜与などは恵帝に限ったことではないが、恵帝の場合はより切迫した状況にあっ こうした政治状況のもと、恵帝や呂后は恵帝即位直後に官吏や民に広く恩恵を与えて恵帝の徳を示し、支持の獲得

列侯に封建したのは、いわゆる論功行賞ではなく、恵帝が高祖期の功績を重視し、高祖功臣を尊重していることを示 先述のように高祖は高祖一二年三月詔において論功行賞の完了を宣言している。それにもかかわらず高祖功臣六名を この点をふまえれば、高祖一二年六月に六名の列侯を封建したことも高祖功臣の支持獲得が目的であったと言える。

それによって彼らの支持を獲得することが目的であったと言えよう。

はない。 まり政権が不安定になることを回避したと述べている。 上述のように薄井氏は、恵帝期には列侯封建による論功行賞を凍結することで、列侯封建によって功臣の不満が高 恵帝・呂后は高祖一二年六月に六名の高祖功臣を列侯に封建しているのであるから、 むしろ、恵帝・呂后は列侯の封建を一つの方法として活用し、帝位継承後の不安定な局面の克服に努めたの しかし、高祖は高祖一二年三月詔において論功行賞の完了を 薄井氏の指摘は妥当で

後述のように、残る三名の列侯への封建は対諸侯王政策としての性格を有すると考えられる。 ところで恵帝期には高祖一二年六月以降、 高祖功臣の支持獲得を目的とした列侯の封建は行われ しかしこの状況は論功 ていない。

漢初列侯封建の政治的背景

(邉見)

行賞を凍結したと解するよりは、『史記』巻九呂太后本紀太史公曰に

衣食滋々殖す。 女主にして稱制し、政は房戶を出でず、天下晏然たり。刑罰用ふること罕に、罪人是れ希なり。民稼穡を務め、 孝惠皇帝・高后の時、黎民戰國の苦しみを離るるを得、君臣俱に無爲に休息せんと欲し、故に惠帝垂拱し、高后

と述べられているように恵帝期が比較的安定した時代であったために、新たに列侯を封建すべき功績が生じなかった ことに起因すると考えるべきである。

(二) 対諸侯王政策としての列侯封建

九)の封建について検討する。この三名について**、**『史記』巻一九恵景間侯者年表の封建事由に関する記事を以下に 本節では恵帝元年 (前一九四)から恵帝五年 (前一九○) にかけて行われた三名の列侯 (表 N o. 七~N o.

子げる。

・便侯呉浅(恵帝元年九月封)

長沙王の子もて、侯とせらる、二千戸。

長沙相もて、侯とせらる、七百戸。軟侯利蒼(恵帝二年(前一九三)四月封)

平都侯劉到(恵帝五年六月封)

齊將を以て、高祖三年降り、齊を定め、侯とせらる、千戸。

右の記事から、便侯呉浅と軚侯利蒼はともに長沙国に関係する人物であったことが分かる。高祖期には異姓諸侯王

が排斥され、その後には同姓劉氏が封建されたが、 呉芮の封建された長沙国のみは除かれることなく、文帝後七年

わって丞相の任命権が漢朝に属したと指摘している。鎌田氏の指摘に基づけば、恵帝二年に長沙国の丞相であった利(3) 朝の許可を必要としたが、諸侯王国が任命権を有したとする。 あった。 呉浅は「長沙王の子」とあるように、二代目の長沙王呉臣の子であると考えられる。一方、 鎌田重雄氏は諸侯王国の官制について、高祖期には相国・太傅は漢朝が任命し、 まで存続した。 そして恵帝元年に諸侯王国の相国が廃止されると、 丞相・内史・中尉などは漢 利蒼は長沙国の丞相

蒼は漢朝中央から派遣された人物であったことになる。

が派遣されるに及んで、 蒼死後も長沙国中枢において影響力を保持していたと推測される。これらの点から、利蒼は漢朝が派遣した人物では 長沙国南境の軍事地図が副葬されており、 単にまとめれば、 一代軑侯)と考えられ、 長沙国が独自に丞相に任用した人物であった。 吉開将人氏は利蒼とその妻子が埋葬された馬王堆漢墓をもとに、利蒼の出自を検討している。 以下のようになる。馬王堆二号漢墓の被葬者は軑侯利蒼、 利蒼は長沙国の丞相を罷免され、 利蒼・利豨親子は二代にわたって長沙国の都臨湘県に葬られた。 利豨は長沙国において軍事の要職に就いていたと考えられ、軟侯利氏は利 そして恵帝元年の相国廃止にともなって長沙国に漢朝から丞相 漢朝はその代替として彼を軑侯に封建した。 同三号漢墓の被葬者は利蒼の子利豨 また馬王堆三号漢墓には、 吉開氏の指摘 氏の見解を簡

そもそも漢初には長沙国に関係する人物がしばしば列侯に封建された。すでに言及した呉浅・利蒼のほか、 (高祖九年 (高后四年 前一 前 九八) 一八四 四月封)・義陵侯呉程 四月封) の四名を挙げることができる。 (同年九月封)・沅陵侯呉陽 (高后元年(前一八七)七月封)・

は上記のごとくである。

離侯鄧弱は『史記』高祖功臣侯者年表では「此の侯の始め起こる所及び絶ゆる所を失ふ。」と述べられているが、

漢初列侯封建の政治的背景

『漢書』高恵高后文功臣表に「鄧弱長沙の將兵を以て侯とせらる。」と見え、長沙国に属した人物であったことが分か〔窓〕

陽も『史記』恵景間侯者年表に「長沙嗣成王子」と述べられているように長沙王呉芒の子である。 る官職であり、呉程は呉姓であることから長沙王呉氏の一族であると推測する。高后元年七月に封建された沅陵侯呉る官職であり、呉程は呉姓であることから長沙王呉氏の一族であると推測する。高后元年七月に封建された沅陵侯呉 次に義陵侯呉程は長沙国の柱国であった。吉開氏は、長沙国の柱国は楚制を受け継いだ長沙国独自の丞相に相当す(%)

一方、醴陵侯某越は『史記』恵景間侯者年表に

六百戶。 卒を以て從ひ、漢王二年初めて櫟陽に起ち、卒吏を以て項籍を撃ち、河内都尉と爲り、長沙相を用て侯とせらる、

と見え、楚漢戦争期から高祖に仕えた人物であり、封建された高后四年には長沙国の丞相であったことが分かる。し

かし高祖功臣であることから、同じ長沙国の丞相であっても某越は利蒼と異なり、漢朝によって派遣された人物であ ると考えられる。

長沙国や呉氏については史料が乏しく、詳細な検討は難しい。しかし呉芮は秦末に百越の兵を率いて戦ったように

南方との関係の強い人物であった。このことから漢朝は長沙国に対して南方諸民族との関係維持や南方の安定を期待 して長沙国に関係する人物がたびたび列侯に封建されたことには、長沙国の有力者を列侯に封建することで長沙国の していたと推測される。ここに長沙国が異姓諸侯王国のなかで唯一、文帝末年まで存続した理由が求められよう。そ

ここで再び軚侯利蒼封建の背景を考えたい。吉開氏は、恵帝元年の諸侯王国の相国廃止にともなって利蒼が長沙国

離反を防ぐ目的があったと考えられる。

べたように高后四年にはすでに高祖功臣の某越が長沙国の丞相であったから、高后二年に利蒼が没した際など、いず 年表・『漢書』高恵高后文功臣表ともに利蒼は封建時に長沙国の丞相であったとする。この点と漢朝が長沙国との関 れかの時期に漢朝から派遣された人物が丞相に任じられたのであろう。 国もしくは丞相であり、恵帝元年に諸侯王国の丞相の任命権が漢朝に属した後も、丞相の職にあったと見るべきであ 係維持のために長沙国の有力者をしばしば列侯に封建していた点をあわせて考えれば、利蒼は高祖期から長沙国の相 の丞相を罷免されたことの代替措置として、利蒼の軑侯への封建が行われたと述べる。しかし、『史記』恵景間侯者 すなわち、漢朝は利蒼が変わらず相位にあることを認め、長沙国との関係維持を図ったのである。そして先に述

氏の代替わりに際して、漢朝は呉氏一族の呉浅と長沙国丞相の利蒼を相次いで列侯に封建することで、長沙国との関 い。それは恵帝元年に長沙王呉臣が没し、子の呉回が襲封した点に求められる。つまり恵帝元年に発生した長沙王呉い。それは恵帝元年に長沙王呉は彼ので、630 このように考えると、恵帝元年と恵帝二年に行われた便侯呉浅と軑侯利蒼の封建には他の契機を想定せねばならな

表・『漢書』巻一三異姓諸侯王表は、長沙王呉回は高后元年に没し、子の呉右が襲封したとする。よって、呉陽も呉 また、高后元年七月に行われた沅陵侯呉陽の封建も同様に解することができる。『史記』巻一七漢興以来諸侯王年

回から呉右への代替わりに際して、長沙国との関係維持のために封建されたと考えることができる。

係維持を図ったのである。

代替わりではなく、漢朝中央の政治状況と密接に関係して行われた。これについては次章に検討する。 一方、高后四年四月の醴陵侯某越の封建も長沙国の離反を防ぐことを目的としたと考えられるが、これは長沙王の

目的として行われたと考えられる。それでは恵帝五年六月に行われた平都侯劉到の封建にはどのような意図が存在し 以上のように、恵帝年間に行われた便侯呉浅・軑侯利蒼の封建は、 南方に影響力を有する長沙国との関係

漢初列侯封建の政治的背景

(邉見)

たのであろうか

を図ったと考えることも可能であるが、そのように考えるとこの時期に劉到のみが封建されたのは不可解である。 とになる。 斉の将軍であったが、高祖三年(前二○四)に漢に降って斉の平定に貢献し、その功績により平都侯に封建されたこ 侯とせらる、千戸。」とあり、『漢書』高恵高后文功臣表に同様の記事が見えるのみである。 |到については史料が乏しく、前掲のとおり『史記』恵景間侯者年表に「齊將を以て、高祖三年降り、齊を定め、 よって、 劉到は高祖期に功績を挙げた人物であり、 高祖一二年六月の封建と同じく、 これによれ 高祖功臣の支持獲得 ば劉到はもと

を削り、 に劉到を封建したのではないか。先に述べたように呂后は斉国を強く警戒しており、高后期にはたびたび斉国の封地 に封建したとする推測も可能であろう。 に封建して懐柔を図ったのである。よって、 一方では斉王劉襄の弟劉章・劉興居を列侯に封建した。 劉到が斉国に影響力を有しており、斉国との関係を保つため劉到を列侯 つまり斉国の勢力を削るとともに、斉王一族を列侯

むしろ、もと斉将であった劉到は天下平定後も斉国に影響力を有しており、

ゆえに漢朝は斉国との関係を保

つため

沙王の代替わりを契機として、長沙国との関係を維持するために行われた政策である。 ここまで述べたように、平都侯劉到の封建についてはいまだ推測の域を出ないが、便侯呉浅・軑侯利蒼の封建は長

王国に関係する人物を封建することで諸侯王国との関係維持が図られた。 一三七名が封建された高祖期とは比ぶべくもない。 恵帝期には、 しかし本章で検討したところによれば、 恵帝の即位直後に高祖功臣六名の列侯への封建によって高祖功臣の支持獲得が図られ、その後は諸侯 恵帝や呂后は高祖功臣や諸侯王国との関係を維持し、政権の安定を図 先行研究においても恵帝期の列侯封建に対する積極的な言及は乏 恵帝期に封建された列侯は九名と少なく、

るための方策の一つとして、

列侯の封建を行ったと言うことができる。

三 高后期の列侯封建

行われたと言うことができる。しかしその列侯封建は、 の一族と呂氏に協力する者によって構成される。端的に言えば、彼らの列侯への封建は呂氏政権の権力強化のために 后期における列侯封建の大きな特徴として、呂氏集団の列侯への封建が挙げられる。ここで言う呂氏集団とは、 恵帝七年八月、恵帝が没すると、翌高后元年一〇月、呂后は称制し、高后八年七月に没するまで政治を行った。高 各時期の政治状況と密接に連動して行われ 呂后

本章では呂氏集団の列侯封建の事例を中心に考察を進めるが、初めに呂氏集団で列侯に封建された人物について簡

単に整理し、その後、個別の検討を行う。

(一) 呂氏集団所属列侯の整理

高后期には呂氏集団構成者一三名が列侯に封建された。一方、高祖期には呂后の兄呂沢と呂釈之がそれぞれ周呂

侯・建成侯に封建された。まずこの二名について確認したい。

丙戌に封建された。 呂氏一族で最初に列侯に封建されたのは、周呂侯呂沢と建成侯呂釈之である。 いずれも高祖六年(前二〇一)正月

呂后の長兄である呂沢については『史記』巻一八高祖功臣侯者年表に、

呂后の兄を以て初めて起ちて客を以て從ひ、漢に入りて侯と爲る。還りて三秦を定め、 兵を將ゐて先づ碭に入る。

漢王の彭城を解くや、往きて之に從ひ、復た兵を發して高祖を佐けて天下を定む、功もて侯とせらる。(第1)

漢初列侯封建の政治的背景

た高祖を支えた。このように呂沢は、楚漢戦争期に大きな軍功を挙げた人物である。ゆえに呂沢の周呂侯封建は、(38) 后の兄であることも考慮されたであろうが、基本的には他の功臣と同様、軍功に基づくものであると考えられる。 と見える。 特に高祖が高祖二年 (前二〇五)四月に彭城で項羽に大敗した際、下邑にいた呂沢はほとんどの兵を失っ

一方、建成侯呂釈之については『史記』高祖功臣侯者年表に、

上皇を奉衞す。天下已に平らぎ、釋之を封じて建成侯と爲す。 呂后の兄を以て初めて起ちて客を以て從ひ、三秦を擊つ。漢王漢に入り、而れども釋之豐沛に還り、 呂宣王・太

在すると考えられる。 の天下平定を迎えたのである。このように呂釈之の建成侯封建にも呂后の兄という点だけでなく、軍功への評価が存 は高祖に従って秦を滅ぼした後、豊・沛へ戻り呂宣王(呂后の父呂公)と太上皇(高祖の父)の護衛をし、高祖五年 項羽が分封した雍王章邯・塞王司馬欣・翟王董翳を指すが、『史記』高祖功臣侯者年表では「三秦を撃つ」に続けて と見える。ここで「三秦を擊つ」とあるが、『漢書』巻一八外戚恩沢侯表では「秦を擊つ」とされている。「三秦」は 漢王漢に入」ると述べられていることから、ここの「三秦」は「秦」の誤りであると考えられる。よって、呂釈之

料上には見られない。漢初の論功行賞においては功績、特に軍功が重視されたが、呂沢・呂釈之の列侯封建もこれに 以上のように、呂沢・呂釈之はともに軍功を挙げており、 両名の列侯封建に対して功臣の不満が存在したことは史

も軍功なくして列侯に封建されるような優遇は受けえなかったことが分かる。 そして高祖期・恵帝期には彼ら以外の呂氏一族は一切、列侯に封建されておらず、当該期には呂后の一族であって 則って行われたと解することができる。

なお、呂沢は高祖八年 (前一九九)に没し、子の呂台が襲封したが、高祖九年、酈侯に徙封され、酈侯国は呂台が(前一九九)に没し、子の呂台が襲封したが、高祖九年、酈侯に徙封され、酈侯国は呂台が

高后元年四月に呂王に封建されるまで存続した。一方、呂釈之は恵帝二年に没し、子の呂則が襲封したが、 恵帝七年

に罪により免侯とされた(『史記』高祖功臣侯者年表)。

は行われず、高后期に至って呂氏一族から一一名が列侯に封建された。この一一名を封建の時期に従って挙げると以 さて、高祖六年正月に周呂侯呂沢・建成侯呂釈之が封建されて以降、 高祖期・恵帝期には呂氏一族の列侯への封建

高后元年四月 沛侯呂種・扶柳侯呂平・郊侯呂産 下のようになる。

- 高后四年四月 贅其侯呂勝・鄃侯呂它・滕侯呂更始・呂成侯呂忿・臨光侯呂嬃
- 高后六年 (前一八二) 四月 腫侯呂通
- 高后八年四月 祝茲侯呂栄

高后八年五月

東平侯呂荘

彼らと呂后との関係については図一に示したが、鄃侯呂它と滕侯呂更始は呂后との関係が詳らかではない。呂它につ いては『史記』巻一九恵景間侯者年表に、

襲ひ、太中大夫を用て侯とせらる。 連敖を以て高祖に從ひて秦を破り、漢に入り、都尉を以て諸侯を定む、功は朝陽侯に比ふ。嬰死に、子の它功を

と見える。これによれば呂它は、秦末から高祖に従って功績を挙げた呂嬰の子であり、呂嬰がすでに没していたため、

() 父に代わって封侯されたことになる。管見の限り、呂嬰・呂它ともに呂后との関係について言及した史料は存在しな しかし呂姓であること、『史記』巻九呂太后本紀高后四年条に

四年、呂嬃を封じて臨光侯と爲し、呂他を俞侯と爲し、呂更始を贅其侯と爲し、呂忿を呂城侯と爲し、及び諸侯

漢初列侯封建の政治的背景

(邉見)

の丞相五人なり。(铅)

して誅せられ、國除かる。」とあり、高后八年に呂氏が滅ぼされた際に呂它も誅されていることから、呂它も呂氏 族であると考えられる。 と他の呂氏一族とともに列挙されていること、そして『史記』恵景間侯者年表に「(高后)八年、侯它呂氏の事に坐

楚相を以て侯とせらる。」とある。ここから、高祖期から舎人・郎中・都尉として従い、高后四年四月の封建時には 記』・『漢書』に呂氏一族であることが明示されていないことから、呂后との血縁はやや遠かったのかもしれない。こ 表に高后八年に呂氏が滅ぼされた際に誅されたことが見えるから、やはり呂氏の一族であると言えよう。ただし『史 楚国丞相であったことが分かる。呂更始についても呂后との関係を述べた史料は見えないが、『史記』恵景間侯者年 一方、呂更始については『史記』恵景間侯者年表に「舍人・郎中たること十二歳、都尉を以て霸上に屯するを以て、

ために列侯表から除かれたのかもしれない。 た『史記』呂太后本紀高后四年条より列侯に封建されたことが分かる。呂嬃は呂后の妹である。あるいは女性である(45) また高后四年四月に臨光侯に封建された呂嬃は『史記』・『漢書』の列侯表には挙げられていない。しかし先に挙げ の点は呂它も同様に解しうる。

侯張買・博城侯馮無択は呂氏一族ではないが、呂氏集団に属したと考えられる。 ともかくも上記の呂氏一族一一名が高后期に新たに列侯に封建された。このほか、高后元年四月に封建された南宮

子などが代わって列侯に封建されることはしばしば見られるが、張買の父張越人については高祖に従ったことが述べ とあるように、父が高祖功臣であったことを名目に封建された。 南宮侯張賈は『史記』恵景間侯者年表に「父越人高祖の騎將と爲り從軍するを以て、大中大夫を以て侯とせらる。」(织) 功績を挙げた人物がすでに死亡していた場合にその

られるのみでその功績には触れられていない。一方、張買は『史記』恵景間侯者年表によれば高后八年に呂氏ととも されたが、実際には呂氏集団の一員であることが封建の理由であったと考えられる。 に誅されており、呂氏集団に属する人物であった。このことから、張買は高祖功臣の子であることを名目として封建

郎中令無擇を封じて博城侯と爲す。」とあり、呂后が高后元年四月に呂氏一族を列侯に封建した際、(48) 馮無択を先に封建することで、呂氏封建に対する不満をかわそうとしたことが分かる。このように馮無択は高祖に従 て功績を挙げた人物であるが、一方で『史記』恵景間侯者年表に 博城侯馮無択は、『史記』呂太后本紀高后元年四月条に「四月、太后諸呂を侯とせんと欲し、迺ち先づ高祖の功臣 高祖功臣である

奉衞して滎陽を出づ、功もて侯とせらる。 悼武王の郎中を以て、兵初めて起くるに、高祖に從ひて豐に起ち、雍丘を攻め、項籍を撃ち、力戰し、悼武王を

高后元年四月に馮無択が郎中令であったことが分かる。郎中令は呂氏政権が重視した職であり、 ことを名目とし、高祖功臣を懐柔する目的のもと行われた一方で、実際には呂氏集団に属した点も重視されたと考え とも高后元年四月には呂氏政権において重要な位置を占めていたと言える。よって、馮無択の封建は高祖功臣である る(『史記』恵景間侯者年表)。以上の点から考えて、馮無択は高祖功臣であったが、呂氏集団に属しており、少なく らに近い人物が任じられた。そして馮無択の死後、博城侯を継承した子の馮代は高后八年に呂氏とともに誅されてい とあるように、楚漢戦争期には呂沢(悼武王)の配下にいた。さらに右の『史記』呂太后本紀高后元年四月条から、

以上のように、 高后期には呂氏集団に属する人物一三名が列侯に封建された。次節以降、各時期の呂氏集団封建の

漢初列侯封建の政治的背景(邉

政治的背景を検討する。

(二) 高后元年四月の封建

封建の背景を確認したい。 が呂王に封建された。呂台の呂王封建も呂氏集団の列侯封建と同様の目的から行われたと考えられるから、まず呂台 本節では高后元年四月に行われた呂氏集団の列侯封建を中心に検討するが、 同時期に呂后の長兄呂沢の子酈侯呂台

①呂王呂台の封建

馬の盟の侵犯であり、功臣から反発を受けた。その様子は『史記』呂太后本紀高后元年条に見える。 わされた白馬の盟では、 呂台は高后元年四月辛卯に呂王に封建された。しかし前章に述べたように、高祖一二年三月に高祖と列侯の間で交 劉氏のみが諸侯王に封建されうると規定されていた。ゆえに呂氏一族の諸侯王への封建は白

これは呂后が称制した直後の高后元年一〇月の朝議におけるやり取りと考えられるが、ここでは呂后は呂氏一族を諸 臣君に如かず、夫れ社稷を全ふし、劉氏の後を定むるは、君も亦た臣に如かず。」と。王陵以て之に應ふる無し。 約に背かんと欲す、何の面目ありてか高帝に地下に見ゆる。」と。陳平・絳侯曰く、「今面折廷爭するに於いては. **啑血して盟ふに、諸君在らざるか。今高帝崩じ、太后女主なり、呂氏を王とせんと欲し、諸君從ひて意に阿りて** 諸呂を王とするは、 ばず。左丞相陳平・絳侯周勃に問ふ。勃等對へて曰く、「高帝天下を定め、子弟を王とす、今太后稱制す、 曰く、『劉氏に非ずして王たれば、天下共に之を擊て』と。今呂氏を王とするは、約に非ざるなり。」と。太后說 太后稱制し、議りて諸呂を立てて王と爲さんと欲し、右丞相王陵に問ふ。王陵曰く、「高帝白馬を刑して盟ひて 可ならざる所無し。」と。太后喜び、朝を罷む。王陵陳平・絳侯を讓めて曰く、「始め高帝と

える。 の封建に賛成しており、また審食其は呂后に近い人物であるから、王陵は呂氏の封建に反対したことで失脚したと言 諸侯王封建に反対した王陵は太傅に遷され、陳平が右丞相に、審食其(辟陽侯)が左丞相に任じられた。陳平は呂氏 侯王に封建することを望み、右丞相王陵 (曲逆侯)と絳侯周勃が呂后に同調し、朝議が終えられている。この後、高后元年一一月に至って、呂氏一族の つまり呂氏の諸侯王封建については、白馬の盟に関係した列侯の間でも意見が分かれたが、賛成派が勝利した (安国侯)に諮るが、王陵は白馬の盟を挙げて反対している。一方、左丞相

王封建を実現した。なお、これに先立つ高后元年一一月、呂后はすでに没していた呂沢に悼武王と追尊している。 まり呂后は、呂沢に王号を贈ることで、彼の後継者である呂台の呂王封建に名目を与えたのである。

こうした政争の後、呂后は高后元年四月、恵帝の皇子を諸侯王に封建することで大臣たちに圧力を掛け、

呂台の呂

平・周勃ら賛成派が勝利したと述べた。しかし賛成派といえども呂氏一族の封建に対して全面的に賛同したわけでは 如かず、夫れ社稷を全ふし、劉氏の後を定むるは、君も亦た臣に如かず。』と。」とあり、さらに同高后八年七月条に ない。それは先に挙げた『史記』呂太后本紀高后元年条に「陳平・絳侯曰く、『今面折廷爭するに於いては、臣君に ところで右に呂氏一族の諸侯王への封建に対しては、高后元年一○月の時点で列侯の間で賛否が分かれたが、陳

大臣平らかならず。我卽し崩ぜば、帝年少く、大臣恐らくは變を爲さん。必ず兵に據りて宮を衞り、愼みて喪を 高帝已に天下を定め、大臣と約して曰く、「劉氏に非ずして王たる者は、天下共に之を撃て。」と。今呂氏王たり、 人の制する所と爲る毋かれ。

呂后が死の直前に呂産・呂禄を戒めた言葉として

と述べられていることから分かる。すなわち、陳平や周勃は劉氏の天下を守るための方策として呂氏 一族の諸侯王封

送ること田かれ、

漢初列侯封建の政治的背景

(邉見)

建を容認したが、底流には呂氏封建に対する強い不満が存在し続けたのである。 満を抱いていたことを承知していたのである。まとめれば、高祖功臣は劉氏の天下を守るために呂氏一族の諸侯王封 建に賛同したにすぎなかった。そして呂后も、 白馬の盟に違反して呂氏一族を諸侯王に封建したことで大臣たちが不

燕を滅ぼして以て諸呂を王とし、齊を分けて四と爲す。……寡人兵を率ゐて入り王爲るに當たらざる者を誅す。」と ゆえに斉王劉襄は、 れうるとした白馬の盟により保障された劉氏一族の地位や劉氏の天下を脅かすものとして認識されたと考えられる。 述べている。 さらに諸侯王もまた呂氏一族の諸侯王封建に不満を抱いていた。たとえば斉王劉襄は呂后の死後、呂氏打倒の兵を 他の諸侯王に書状を送って呂氏一族の専横を非難したが、そのなかで「又た比りに三趙王を殺し、 諸侯王は白馬の盟の当事者ではない。しかし呂氏一族の諸侯王への封建は、 呂氏一族の諸侯王への封建を非難したのである。 劉氏のみが諸侯王に封建さ

このように呂氏一族の諸侯王への封建は、高祖功臣や諸侯王の呂氏集団に対する潜在的な不満を惹起したと言える。

②呂氏集団の列侯封建

高后元年四月の呂氏集団の列侯封建については『史記』呂太后本紀高后元年四月条に以下のように記されている。 と爲し、子の不疑を常山王と爲し、子の山を襄城侯と爲し、子の朝を軹侯と爲し、子の武を壺關侯と爲す。 呂平を扶柳侯と爲し、 賜ひて魯元太后と爲す。子の偃を魯王と爲す。魯王の父、宣平侯張敖なり。齊悼惠王の子章を封じて朱虚侯と爲 四月、太后諸呂を侯とせんと欲し、廼ち先づ高祖の功臣郎中令無擇を封じて博城侯と爲す。魯元公主薨じ、 呂祿の女を以て之に妻す。齊の丞相壽を平定侯と爲す。少府延を梧侯と爲す。乃ち呂種を封じて沛侯と爲し 張買を南宮侯と爲す。太后呂氏を王とせんと欲し、先づ孝惠の後宮の子彊を立てて淮陽王

表 3 高后元年 4 月事項表

時期	事項			
丙寅 (3)	南宮侯張買を封建する。呂禄の紹封を許し、胡陵侯とする。			
乙酉 (22)	梧侯陽成延・平定侯斉受・博城侯馮無択・沛侯呂種を封建する。			
庚寅 (27)	扶柳侯呂平を封建する。			
辛卯 (28)	准陽王劉強・恒山王劉不疑・呂王呂台・郊侯呂産・襄城侯劉山・軹侯劉朝・壺関侯劉武を封建する。			
時期不明	魯王張偃を封建する。			

封建日を各月の朔日から数えたものである。

高后元年四月条に

ただしこの記事を『史記』・『漢書』の列侯表とあわせて検討すると、列侯封建の順序 一史

成康侯釋之卒し、嗣子に罪有り、廢し、其の弟呂祿を立てて胡陵侯と爲し、康侯 大臣に風し、大臣酈侯呂台を立てて呂王と爲さんことを請ひ、太后之を許す。

建

記』・『漢書』の諸侯王表および列侯表をもとに整理し、時系列に沿って示したのが表 に問題が見られる。そこで、高后元年四月の諸侯王・列侯に関連する事項を の後を續がしむ。

三である。 (56) (56) さて、高后元年四月の最初の列侯封建は丙寅に行われた南宮侯張買の封建である。

とを名目として行われた。

上述のように張買は呂氏集団に属した人物であり、

彼の封建は父が高祖功臣であるこ

また同日には呂后の次兄呂釈之の子呂禄を胡陵侯としている。『史記』呂太后本紀(ホテン)

侯の後を續がしむ。

建成康侯釋之卒し、

嗣子に罪有り、

廢し、其の弟呂祿を立てて胡陵侯と爲し、

康

とあるように、呂禄は胡陵侯とされて呂釈之の祭祀を継承しているから、 を許されたことで胡陵侯になったと解することができる。 呂禄は紹封

斉受・博城侯馮無択・沛侯呂種が封建された。陽成延は『漢書』巻一九下百官公卿表 この後、 列侯の封建が行われたのは乙酉であり、このときには梧侯陽成延・平定侯

下によれば、 高祖五年に少府に任じられ、高后六年に没するまで少府の職にあった。そして『史記』恵景間侯者年表

侯とせらる、五百戶。 軍匠を以て從ひて郟に起ち、漢に入る、後少府と爲り、長樂・未央宮を作り、長安城を築き、先に就り、 功もて

とあり、楚漢戦争期から高祖に従い、少府として長楽宮・未央宮および長安城建設を行い、その功績によって列侯に

平定侯に封建された斉受については、『史記』恵景間侯者年表に

封建されたことが分かる。

齊の丞相を用て侯とせらる。一に項涓と云ふ。 卒を以て高祖に從ひて留に起ち、家車吏を以て漢に入る、梟騎都尉を以て項籍を撃ち、樓煩の將を得て功あり、

と見える。これによれば斉受は楚漢戦争期に軍功を挙げ、その功績によって列侯に封建された。そして封建された際

には斉国の丞相の職にあった。

ために列侯に封建されたのであり、実際に馮無択の封建と同日、呂釈之の子呂種が沛侯に封建されている。 博城侯馮無択は、すでに述べたように高祖功臣であり、呂氏集団に属した。そして彼は呂氏一族の封侯を実現する

臣である。このことから馮無択だけでなく、張買・陽成延・斉受の封建も呂氏一族封建への布石として行われたと考 ただし、高后元年四月乙酉に封建された人物を見ると、陽成延と斉受も高祖功臣であり、それぞれ功績を挙げてい さらに両者とも功績を挙げてからしばらく時間を置いて封建された。また、丙寅に封建された張買も父が高祖功さらに両者とも功績を挙げてからしばらく時間を置いて封建された。また、丙寅に封建された張買も父が高祖功

それでは、高祖功臣を列侯に封建することがなぜ呂氏一族の列侯封建のために必要となったのであろうか。ここに

えられる。

獲得を図ったものと考えられる。 功績を挙げた者を列侯に封建することで、 た白馬の盟により、 勢力を有しており、 族の封建に対する同意を取り付ける意図が存在したと考えられる。 は高祖功臣を封建することで、呂氏政権に高祖功臣を尊重する意のあることを示し、それによって高祖功臣の呂氏 皇帝といえども功績のない者を列侯に封建することは制限されていた。そのため、高祖に従って そのなかでも特に大きな功績を挙げた者は列侯に封建された。そして高祖と列侯の間で交わされ 高祖期の功績と高祖功臣の尊重を示し、高祖功臣、 漢初には高祖に従って軍功を挙げた功臣が大きな 特に功臣列侯の同意の

行われたかは詳らかでないが、同年四月の呂王呂台封建に前後して行われたと推測される。 『史記』恵景間侯者年表に「呂后の兄康侯の少子なり、侯とせられ、呂宣王の寝園を奉ず。」と述べられている。 の少子であり、呂后は呂公の祭祀継承を名目に呂種を沛侯に封建したのである。 とは呂釈之の諡号であり、 八外戚恩沢侯表に「高后元年追尊して呂宣王と曰ふ。」とあるように高后元年に行われた。(⑹ こうした布石を経て呂氏一族の列侯封建が行われたが、その最初となったのは沛侯呂種である。 呂宣王は呂后の父呂公に贈られた諡号である。呂公に対する呂宣王の追諡は、『漢書』巻 ともかくも呂種は呂釈之 高后元年のどの時期に っつい 、ては

皇太后である呂后の父の祭祀を継承させるというもっともらしい名目を与えることで、 継承は列侯封建の名目としては妥当性に欠けると言える。 対する反発を極力緩和しようとしたと解することができる。これは、右に述べた呂王呂台封建に先立って呂台の父呂 高祖四年 呂公は、 (前二〇三) に没しており、 『漢書』外戚恩沢侯表に高祖元年(前二〇六)に呂后の父であることから侯号を賜ったことが見えるが、 高祖六年一二月以降の列侯封建の対象とはされていない。 しかし功績のない呂氏一族の列侯封建を実現するために、 最初に行われる呂種の封建に そのため呂公の祭祀

沢に王号が追諡されたのと同様の手法と言えよう。

とされた魯元公主の子であることを名目として行われたと考えられる。 敖が趙王であったことと、張偃の魯王封建には何らの関係もない。むしろ、張偃の封建は『漢書』巻三二張耳伝に 太后と爲す、故に其の子を立てて王と爲ず。」と注しているように、張偃が恵帝二年に斉王劉肥によって斉の王太后 - | 呂太后敖の子偃を立てて魯王と爲すは、母太后爲るの故を以てなり。」とあり、顔師古がこれに「公主を以て齊の王 さらに高后元年四月には呂后の外孫張偃が魯王に封建された。張偃はもとの趙王張敖と呂后の娘魯元公主の子であ 張敖は趙王であったが、高祖九年に廃されて宣平侯に封建され、高后七年(前一八一)六月に没した。ゆえに張

封建されえないが、父母が王号や王太后号を有することを名目として諸侯王に封建されたのである。このことから呂 種が沛侯に封建された際には、呂公が高祖より侯号を賜っていたことも名目とされたと推測される。 このように、呂后は高祖功臣の反発の軽減に腐心しながら呂種の沛侯封建を実現し、功績のない呂氏一族の列侯封 つまり呂王呂台・魯王張偃ともに劉氏のみが諸侯王に封建されうると規定した白馬の盟によって本来は諸侯王には

建の先例を作ったのである。

その後、呂后は庚寅に姉呂長姁の子呂平を扶柳侯に封建し、さらに辛卯には恵帝の子を諸侯王・列侯に封建すると

ともに呂台を呂王に、呂沢の少子呂産を郊侯に封建した。『史記』呂太后本紀恵帝七年八月条に恵帝の死後、

呂産・呂禄の三名に南北軍の兵権が与えられたことが見えるから、呂后の二人の兄がすでに没していた高后元年にお(音)

いて、呂産は呂台・呂禄とともに呂氏一族の中心的な位置にあったと言える。 以上のように、呂后は高后元年四月に高祖功臣の反発緩和に努めつつ新たな封建や紹封によって、呂氏一族から諸

侯王一名(呂王呂台)、列侯四名 (胡陵侯呂禄・沛侯呂種・扶柳侯呂平・郊侯呂産)を置いた。

ただし右に述べた高祖功臣を封建することで、呂氏一族の諸侯王・列侯への封建に対する高祖功臣の反発を緩和し

氏政権の権力確立の意図が存在したことは容易に看取されたであろう。とすれば、彼ら四名の封建は呂氏一族の封建 あると称して封建したとしても、張買・馮無択は呂氏集団に属する人物であったから、高祖功臣にも彼らの封建に呂 た四名のうち、南宮侯張買・博城侯馮無択は呂氏集団に属していたのである。すなわち、高祖功臣や高祖功臣の子で らず諸侯王にも呂氏集団への不満を抱かせた。 る反発をも惹起したと考えられる。また、すでに述べたように呂氏一族を諸侯王に封建したことは、高祖功臣のみな に対する高祖功臣の同意獲得に一定の効果を発揮したかもしれないが、一方で張買・馮無択の封建は呂氏集団に対す ようとした政策がどの程度、 効果を挙げたかは疑わしい。なぜなら、高祖功臣もしくは高祖功臣の子として封建され

を尊重する姿勢を示して、彼らの支持獲得を図った。(65) をとっている。まず高祖功臣に対しては、高后二年に高祖期の功績を念頭にして高祖系列侯位次を制定し、 呂氏集団を諸侯王・列侯に封建したことで生じた高祖功臣・諸侯王の不満に対処するため、呂后はいくつかの措置 高祖功臣

で除かれた。これに対して呂后は、高后二年に蕭何の妻某同を酇侯とし、蕭何の少子蕭延を筑陽侯としている。これ 高祖系列侯位次においても第一位とされた。しかし蕭何の酇侯国は、蕭何の子蕭禄が高后元年に後嗣なく没したこと る姿勢を示すものであり、 によって蕭何の侯国を存続させたのであるが、位次第一位の蕭何の侯国を存続させることは、 また酇侯蕭何の妻子に紹封を認めたことも同様に理解できる。蕭何は高祖によって十八侯の位次の第一位とされ、 ひいては高祖功臣の尊重を表すものであると言える。 高祖期の功績を重視す

を上邳侯に封建して宗正に任じ、斉王劉襄の弟劉章を長安に宿衛させて朱虚侯に封建し、 諸侯王に対しては、子弟を列侯に封建することで懐柔を図っている。高后二年四月には楚王劉交の子劉郢客 劉郢客と劉章の出身した楚国・斉国は同姓諸侯王国である。呂后は、 劉氏でない者を諸侯王に封建したこと さらに呂禄の娘を妻とさせ

漢初列侯封建の政治的背景

に対して両国が不満を抱いている状況を憂慮し、その一族を列侯に封建して懐柔を図ったと考えられる。

与えるとともに、ここに登場しない関内侯以下の爵位の者と諸侯王・列侯との差別化を行い、それによって諸侯王 王・列侯・呂公の一族に対する刑罰減免の規定が記されている。この規定の制定は、一方では呂氏一族を皇帝劉氏と 同格に位置づけて呂氏一族の権威の向上を図るものであるが、他方では諸侯王・列侯に一族の刑罰減免という恩恵を このほか、張家山漢簡「二年律令」具律八五簡には、高后元年もしくは高后二年に制定されたと考えられる諸侯

列侯の高貴性を示し、 諸侯王・列侯を懐柔する意図があったと考えられる。

盤の強化を行う一方、これに前後して種々の方法を用いて諸侯王や列侯を中心とした高祖功臣の懐柔を図ったのであ このように呂后は、 高后元年四月に呂氏一族を中心に呂氏集団構成者を諸侯王や列侯に封建して呂氏政権の権力基

(三) 高后四年四月の封建

る。

建された恵帝の皇子昌平侯劉太を除けば、高后二年の封建以降、このときまで列侯の封建は見られない。このときの 高后元年四月の封建の後、呂氏集団構成者が列侯に封建されたのは高后四年四月である。さらに高后四年二月に封

呂嬃を封じて臨光侯と爲し、呂他を俞侯と爲し、呂更始を贅其侯と爲し、呂忿を呂城侯と爲し、及び諸侯

封建について前掲の『史記』呂太后本紀高后四年条には、

の丞相五人なり。

と見える。高后四年四月に封建された列侯は、ここに挙げられていない者も含めて表一のNo.二五からNo.(8) までの一一名であり、 一一名すべてが同月丙申に封建された。このうち、呂氏一族は五名である。 三五

まず、右の『史記』呂太后本紀高后四年条において諸侯王国の丞相五名が列侯に封建されたと述べられている点に

着目したい。この五名は『史記』・『漢書』の列侯表から以下の者を指すと考えられる。

•中邑侯朱通……呂国丞相

- · 滕侯呂更始……楚国丞相
- •山都侯王恬啓……梁国丞相
- · 醴陵侯某越……長沙国丞相
- 松茲侯徐厲……恒山国丞相

高后四年四月には六名の諸侯王国の丞相が列侯に封建されたことになる。 が強調されたものと推測される。また同じく呂氏一族の贅其侯呂勝も高后四年四月には淮陽国丞相であった。よって、 ここで滕侯呂更始は前述のごとく呂氏一族であるが、呂后との血縁が遠いために諸侯王国の丞相として封建された点

前者は衛尉、後者は河南守の職にあった。周信は『史記』恵景間侯者年表に このほか、 高后四年四月に列侯に封建されたのは、呂氏一族を除けば楽平侯衛無択と成陶侯周信である。

このとき

五百元 卒を以て高祖に從ひて單父に起ち、呂氏の舍人と爲り、呂后を淮を度らすの功もて、河南守を用て侯とせらる、

近い人物であったと言える。ただし、周信は高后八年の呂氏誅殺においても誅されることなく、成陶侯国は文帝一五

とあるように、楚漢戦争期に呂后の舎人となって、呂后を護衛した功績によって列侯に封建された。よって、呂后に

年(前一六五)まで存続しているから、呂氏集団に属した人物ではなかった。一方、衛無択については、史料上から 呂氏一族との関わりを見出すことはできない。

以下、先行研究に基づいてそれぞれの職掌を確認したい。 ここで注目すべきは、高后四年四月の列侯封建において諸侯王国の丞相と衛尉・郡守が対象とされている点である。

漢初列侯封建の政治的背景

(邉見)

后期以降、 漢戦争期の活動を確認できない。紙屋氏が指摘するように、軍事的経験の乏しい諸侯王の多い当該期には諸侯王国の まず諸侯王国の丞相について、紙屋正和氏は、諸侯王国の兵権は高祖期には異姓諸侯王が自ら掌握していたが、高 諸侯王国の丞相へと移動したと述べる。高后四年四月の諸侯王を見ると、楚王劉交を除いて、史料上に楚

兵権は丞相のもとにあったと考えるべきであろう。

さらに『史記』呂太后本紀高后八年八月条に「是の時に當たり、濟川王太・淮陽王武・常山王朝名は少帝の弟爲り、

本紀に呂王呂産や趙王呂禄が高后末年に長安で活動していたことが見えるから、呂嘉も就国していなかった可能性が 王劉義も就国していなかったと考えられる。また、呂国はこのとき呂台の子呂嘉を王としていたが、『史記』呂太后 諸侯王や魯王張偃は就国せず長安に居住していた。このことから、高后四年四月には恵帝の皇子の淮陽王劉強や恒山 及び魯元王は呂后の外孫なり、皆年少く未だ國に之かず、長安に居る。」とあるように、高后末年には恵帝の皇子の このように考えると、高后四年四月における淮陽・恒山・呂三国の政治・軍事は丞相によって行われており、

この三国においては丞相がより一層、重要な位置を占めていたと言える。 次に衛尉は軍を率いて、長安城内外の各宮城および宮内の殿門を守備することを職掌としていた。つまり都長安に(沼)

おいて軍事力を掌握する職であった。 また郡守は、管轄の郡の兵権を掌握していた。郡には軍事を掌る職として都尉が置かれていたが、 鎌田重雄氏は、

以上のように、 諸侯王国の丞相と衛尉・郡守は軍事的に重要な職であった。続いて、 彼らの管轄する地域から検討

都尉は軍事を掌るが太守を補佐する官にすぎず、郡の兵権は郡守のもとにあったと指摘している。

したい。

図二は高后四年四月に封建された諸侯王国の丞相と郡守が管轄する地域を示したものである。 これに明らかなよう



衝であった。また、衛無択が任じられていた衛尉は都長安において軍事を掌っていた。このように呂后は、高后四年 周信が郡守を務めていた河南郡は、大櫛敦弘氏によれば、前漢時代には東方から関中への軍事的侵攻を防ぐための要 に、このとき封建された諸侯王国の丞相は、漢郡に接する、もしくは諸侯王国を分断する地を管轄していた。

四月に都長安や要地の兵権を掌握する人物を列侯に封建したのである。

の廃位と関連していると考えられる。『史記』呂太后本紀には少帝恭廃位の経緯が述べられている。それによれば、の廃位と関連していると考えられる。『史記』呂太后本紀には少帝恭廃位の経緯が述べられている。(悟) 呂后は高后四年五月、群臣の同意を得たうえで少帝恭を廃して殺害し、恒山王劉義(少帝弘)を皇帝とし、さらに高 それではなぜ、高后四年四月に呂后はこのような措置をとったのであろうか。この措置は、翌月に行われた少帝恭

祖功臣の中心的な人物である周勃を太尉に任じている。

祖は皇太子劉盈 群臣の同意を事前に得ていることから、呂后が細心の注意を払って廃帝を実行に移したことが分かる。そもそも高 (恵帝)の廃位を企図したが、功臣の激しい反対を受けて断念した。また先述のように呂氏一族を諸

侯王・列侯に封建した際、 した際に他の諸侯王に送った書状には 呂后は高祖功臣の同意を得ることに苦心していた。加えて、呂后の死後、斉王劉襄が挙兵

梁・趙・燕を滅ぼして以て諸呂を王とし、齊を分けて四と爲す。忠臣進みて諫むるも、上惑亂して聽かず。

孝惠崩じ、高后事を用ふるも、春秋高し、諸呂に聽き、擅に帝を廢して更めて立つ、又た比りに三趙王を殺し、

廃位を穏便に終えるためには、群臣の同意が必要であり、また諸侯王の反発にも注意する必要があったと言える。 となれば、 侯封建もまた、少帝恭廃位によって高まった斉王一族の不満を取り除くために行われたと解することができる。 呂氏政権が少帝恭を廃したことを非難している。さらに高后六年四月に行われた斉王劉襄の弟劉興居の東牟 当時の諸侯王には高祖の子や孫がおり、彼らは帝位継承を主張しえたのである。これらの点から、少帝恭

であったと考えられる。 右のような少帝恭廃位における呂后の置かれた政治状況から、高后四年四月の列侯封建は少帝恭廃位のための布石 すなわち、呂后は皇帝廃位という難局を乗り切るため、そして不測の事態に対処するために、

都長安や要地の兵権を掌握する人物を列侯に封建して、彼らの支持を獲得しようとしたのである。

ことを恐れ、長沙国の兵権を持つ某越を列侯に封建したと考えられる。(マタ) 有しなかった。しかし当時、長沙国は唯一の異姓諸侯王国であり、呂后は長沙国が他の諸侯王国に呼応して離反する ところで醴陵侯某越が丞相の任にあった長沙国は呉氏の治める異姓諸侯王国であり、長沙王呉右は帝位の継承権を

示し、それによって少帝恭の廃位に対する群臣の同意をより容易に引き出す意図があったと考えられる。 多くの列侯とともに呂氏一族を封建することで、呂氏一族の占める割合を減らし、高祖功臣の反発を緩和する意図が あったと考えることも可能である。しかし一方で、呂氏一族の封建も少帝恭廃位の布石であったと解することもでき それでは高后四年四月の封建において呂氏一族の封建はどのような意義を持つのであろうか。当然のことながら、 すなわち、高后元年四月以来、行われていなかった呂氏一族の列侯封建を実行することで、呂氏政権の権勢を誇

封建は翌月に行われた少帝恭の廃位を円滑に実現しうる政治状況を形成するために、周到な配慮のもとに行われたも 以上、高后四年四月に行われた呂氏一族を含む列侯の封建について検討した。右の考察より、高后四年四月の列侯

(四) 高后八年の封建

のであると言うことができる。

1) ては 本節では高后八年に行われた列侯の封建を検討したい。 『史記』呂太后本紀高后八年条に 同年には四月と五月に列侯が封建された。四月の封建につ

高后外孫魯元王偃年少く、蚤くに父母を失ひ、孤弱なるが爲に、迺ち張敖の前姫の雨子を封じ、侈を新都侯と爲 壽を樂昌侯と爲して、以て魯元王偃を輔けしむ。及び中大謁者張釋を封じて建陵侯と爲し、呂榮を祝茲侯と 諸々の中宦者の令丞は皆關內侯と爲し、邑五百戸を食ましむ。

された。 と見える。ここに記されているように、高后八年四月には信都侯張侈・楽昌侯張受・祝茲侯呂栄・建陵侯張釈が封建 右の四人のうち、呂栄は呂氏一族である。また同年五月には呂台の子呂荘が東平侯に封建され

さらに張侈・張受・張釈も呂氏集団に近い人物であったと考えられる。右の『史記』呂太后本紀高后八年条によれ

侈・張受を列侯に封建して張偃の補佐としたのである。彼ら二名について、『史記』巻八九張耳列伝・『漢書』巻三二 張侈・張受は呂后の外孫魯王張偃の異母兄であり、呂后は張偃が幼く、すでに父母が没していることから、

る。」と述べている。つまり張侈・張受は呂氏誅殺の後、大臣もしくは文帝によって、彼らの封建に正当な理由が存(8) 張耳伝は高后八年に呂氏が誅された際、大臣によって廃されたと述べる。一方、『史記』恵景間侯者年表は文帝元年 一七九)に免侯となったとし、『漢書』高恵高后文功臣表は張侈について、「孝文元年、正に非ざるを以て発ぜら

かったと言える。 后の外孫張偃の異母兄という呂氏集団に比較的近い位置にいたために列侯に封建されたが、呂氏集団に属してはいな 在しないとして免侯とされたのである。ただし、彼らが誅殺されたとの記述は見られない。よって、張侈・張受は呂

記 建陵侯張釈は、『史記』 恵景間侯者年表や『漢書』外戚恩沢侯表は、高后八年九月に免侯となったことを記すのみで、呂氏とともに誅さ 高后七年の琅邪王劉沢封建の際、 宦官は後宮に仕える者であるから、張釈は呂后と近い位置にいたと言える。実際に『史記』巻五一荊燕世家に 恵景間侯者年表に「大謁者を以て侯とせらる、宦者なり、 張釈が呂后に働き掛けて劉沢の封建を実現させたことが見える。 奇計多し。」とあるように宦官で ただし『史

れたとはしない。よって、張釈も呂氏集団に属した人物とは言えない。

と食邑五百戸の賜与が行われた。張釈も宦官であるから、 また『史記』呂太后本紀高后八年条によると、高后八年四月の四名の列侯の封建と同時に、宦官に対する爵関内侯 呂后は高后八年四月に複数の宦官に対して賜爵を行ったこ

族や呂氏集団に近い人物に対して恩恵を与えた。この背景には、呂后が掖傷を負ったことを受けて、呂氏政権の基 このように高后八年四月から五月にかけて呂后は、 五名の列侯を封建し、宦官に対して爵関内侯を賜与して、

盤強化を図る意図が存在したと考えられる。

中之上五行志中之上には 『史記』呂太后本紀は、呂后は高后八年三月に病み、七月に至って重病となり没したとする。一方、『漢書』

之を卜ふに、趙王如意の祟り爲り。遂に掖傷を病みて崩ず。 高后八年三月、霸上に祓ひ、還り枳道を過ぐるに、物の倉狗の如きを見る、高后の掖に橶し、忽ちにして見えず。

呂氏政権の基盤強化を図ったものであると推測できる。 うな経過を辿ったかは明らかでないが、少なくとも高后八年四月と五月の列侯封建は、呂后が自らの病状を考慮して、 と見え、呂后は高后八年三月に負った掖傷が原因となって没したことが分かる。呂后の負った掖傷が具体的にどのよ

九月に燕王劉建が没し、 ず高后六年四月には呂台の子呂通が腄侯に封建された。また高后七年六月に趙王劉恢が呂氏一族に不満を抱いて自殺 ところで高后四年四月以降、高后八年四月以前にも呂氏一族の諸侯王や列侯への封建が引き続き行われていた。 呂后は劉恢の子の王位継承を認めず、同年秋に武信侯呂禄を趙王に封建した。 その子が呂后によって殺害されると、燕王に封建された。 そして腫侯呂通は、高后七年

を図っている に封建し、さらに翌年にも諸侯王の一族を列侯に封建し、 なっていったことが分かる。すなわち、高后元年四月には高祖功臣への周到な配慮のもと、呂氏一族を諸侯王・列侯 王への配慮がなされていたが、後にはそうした配慮はなされず、呂氏政権の権力基盤の強化のみを目的とするように たと言える。しかし特にこの時期に呂氏集団の周辺に位置する人物を含めて列侯・関内侯の爵位賜与が行われ さて、本章において述べてきた呂氏集団構成者の諸侯王・列侯への封建の過程を見ると、当初には高祖功臣や諸侯 呂后が掖傷を負ったことを受けて、呂氏政権の基盤を固め、政権の動揺を抑える意味があったと考えられる。 高后八年四月と五月の列侯封建は、 高后期を通じて行われた呂氏政権の権力拡大の方策の一つであ 高祖系列侯位次を制定するなどして、諸侯王・列侯の懐柔

功臣の尊重を示して彼らを懐柔するために行われたのではなく、少帝恭の廃位を実現するため、要地の兵権を掌握す る人物の支持を獲得するという、より積極的・戦略的な措置である。この点で、高后元年四月の高祖功臣の列侯封建 しかしそれ以降はそうした配慮が見られなくなる。 高后四年四月には高祖功臣も列侯に封建され たが、これ は高祖

元年や高后二年に見られたような高祖功臣や諸侯王の動向を顧慮した動きは見られない。むしろ少なくとも高后二年 その後も高后六年四月の東牟侯劉興居の封建を除けば、 高祖功臣や諸侯王への配慮は極めて乏しく、呂氏政権の権力拡大と基盤強化に一層、注力している。 呂氏一族や呂氏集団に近い人物のみを封建しており、

景としていると考えられる。それゆえに呂氏一族の諸侯王・列侯への封建だけでなく、 王を懐柔するための措置を実施したことにより、政局の安定化と呂氏政権の権力拡大に一定程度、 こうした政策の変化は、 高后初期に呂氏政権が呂氏集団構成者の諸侯王・列侯への封建を実現し、高祖功臣や諸侯 少帝恭の廃位や劉氏諸侯王の 成功したことを背

排除といった政局の不安定化を招きうる政策も実行しえたのである。

七月、 娘を皇后とし、呂氏政権の基盤強化を図った。しかしいわゆる諸呂の乱の結果、(86) しかしながら、これらの政策は高祖功臣・諸侯王の不満を増大させた。この不満は呂后も認識しており、高后八年 が擁立された。 呂禄・呂産にそれぞれ北軍・南軍の指揮権を与え、さらに没後には遺詔によって呂産を相国に任じて、 その際、 呂氏政権打倒に関与したのは、 呂后が対応に苦慮した高祖功臣や斉王一族が中心であっ 呂氏政権は打倒され、代王劉恒 呂禄の 文

四 おわりに

た

簡単にまとめたい。 本稿では、高祖期に続く恵帝期・高后期に行われた列侯封建の政治的背景を検討した。 本稿における検討の結果を

①恵帝即位直後の高祖一二年六月になされた六名の高祖功臣の列侯への封建は、先行研究では高祖によってなさ

- 祖功臣を列侯に封建することで高祖功臣の支持獲得を図った。 れたと考えられてきたが、実際には恵帝によって行われた。恵帝は帝位継承直後に政局を安定させるため、高
- ②恵帝期に行われた他の三名の列侯の封建は、長沙国と斉国を対象とした対諸侯王政策として行われた。
- ③高后期には、呂氏政権によって権力基盤の確立・強化のための方策として列侯の封建が用いられ、 封建が多く行われた。
- ④高后元年および高后二年には、 呂氏集団の諸侯王・列侯への封建に前後して高祖功臣や諸侯王の懐柔を目的と

漢初列侯封建の政治的背景

(邉見)

功したことにより、 なり、反対に高祖功臣や諸侯王に対する配慮は減少する。この変化は、呂氏集団の諸侯王・列侯への封建に成 した諸政策が実行された。 呂氏政権の権力基盤が確立されたことが原因と考えられる。 しかし高后四年以降の列侯封建を見ると、呂氏政権の権力基盤強化の色合い

以上のように、恵帝期・高后期の列侯封建には、 恵帝朝や呂氏政権の抱えた問題やその権力基盤の推移、 そしてそ

れらへの対策が如実に表れている。 先行研究では恵帝期・高后期の列侯封建を高祖期の延長、もしくは単に呂氏政権の権力強化の一環と見なし、

自らに親しい人物を重用したのは事実であり、恵帝期・高后期に行われた列侯に関する政策にもそうした面が見られ た制度・政策を継承している。年若い恵帝と外戚呂氏政権が権力基盤を確立するために、 具体的な政治的背景の考察は行われてこなかった。 確かに当該期は全体として見れば、 高祖や蕭何によって定められ 高祖の権威を利用し、 その

度改革もなされた。高祖期との連続性ばかりを強調し、具体的な政策の背景となる政治状況の考察を疎 とに成り立っており、 しかしすでに李開元氏が指摘したように、当該期の政局は皇帝や呂氏集団・高祖功臣・諸侯王の各勢力の均衡 恵帝や呂后は均衡を維持しつつ政治を行ったが、恵帝元年の諸侯王国の相国職の廃止など、 かにすれば、 このも

当該期の政治的・政策的な特徴を看過することにつながるであろう。

() 期のみを考察対象としており、高祖期の列侯やその封建に対してはほとんど言及していない。また恵帝期・高后期に 呂氏政権が打倒された後には代王劉恒 本稿では恵帝期・高后期の列侯封建が高祖期の延長と捉えることはできないことを指摘したが、 本稿の考察は列侯の封建とそれに関係する政策にのみ焦点を当てており、 (文帝) が擁立され、 皇統が恵帝系から文帝系へと変化した。 他の政策については述べていな これらの時 ゆえに高祖

期から高后期にかけての時代についての考察は、当該期に対する理解のみならず、文帝期以降の政治・ るうえでも重要である。右に挙げた点については、別稿において検討することとしたい。 制度を検討す

注

- 1 学部(人文・社会科学1)』第四一巻第二号、一九九三年八月。 第四一巻第一号、一九九二年三月、同「恵帝の即位-薄井俊二「恵帝の即位― 漢初政治における外戚の役割り― 漢初政治における外戚の役割り――(その二)」『埼玉大学紀要 (その一)」『埼玉大学紀要 教育学部 (人文・社会科学)』
- 2 李開元『漢帝国の成立と劉邦集団――軍功受益階層の研究――』汲古書院、二〇〇〇年三月。
- 3 郭茵『呂太后期の権力構造 前漢初期「諸呂の乱」を手がかりに――』九州大学出版会、二〇一四年三月。
- 4 『二年律令』の研究』東洋文庫、二〇一四年三月、拙稿「高祖系列侯位次の政治的意義 拙稿「列侯と関内侯 ――漢初における列侯封建の政治的意義をめぐって――」東洋文庫中国古代地域史研究編『張家山漢簡 ――位次の制定と改定を中心に
- 5 "史学雑誌』第一二三編第七号、二〇一四年七月。 前掲注一薄井「恵帝の即位 ――漢初政治における外戚の役割り――(その二)」。
- 6 初高祖功臣位次考——」(初出「漢初高祖功臣位次考— 楯身智志『漢代二十等爵制の研究』(早稲田大学出版部、二〇一四年二月)第三章 -前漢前半期における宗廟制度の展開と高祖功臣列侯の推移-「功臣層の特権的地位とその消滅 漢
- 7 8 『漢書』巻一下高帝紀下高祖一二年三月条 前掲注四拙稿「列侯と関内侯 ――漢初における列侯封建の政治的意義をめぐって――」。

洋学報』第九○巻第四号、二○○九年三月)。

與天下共伐誅之。布告天下、使明知朕意。」 二千石、徙之長安、受小第室。入蜀漢定三秦者、皆世世復。吾於天下賢士功臣、可謂亡負矣。其有不義背天子擅起兵者 爲列侯、下乃食邑。而重臣之親、或爲列侯、皆令自置吏、得賦斂、女子公主。爲列侯食邑者、皆佩之印、賜大第室。吏 三月、詔曰、「吾立爲天子、帝有天下、十二年于今矣。與天下之豪士賢大夫共定天下、同安輯之。其有功者上致之王、

- 赤・張侯毛沢・傿陵侯朱濞・鹵侯張平は同表の末尾に置かれている。また『漢書』巻一六高恵高后文功臣表は鹵侯張平条の後 『史記』 「右高祖百四十七人。周呂・建成二人在外戚、羹頡・合陽・沛・德四人在王子、凡百五十三人。」と記している。 巻一八高祖功臣侯者年表は序文において高祖が功臣を封建したことを述べ、紀信侯陳倉・甘泉侯王竟・煮棗侯革 〔傍点筆者、引用部分を示す。〕
- 10 梁玉縄撰『史記志疑』巻一一高祖功臣侯者年表「案、紀信已下六侯惟鄢陵無月、餘皆書六月。攷高祖以四月甲辰崩、
- 11 侯者豈孝惠封之歟。抑誤書『六月』也。」(梁玉縄撰『史記志疑』中華書局、一九八一年四月) 高祖期から高后二年に封建された列侯の『史記』・『漢書』の列侯表における配列については前掲注四拙稿 「高祖系列侯位次

の政治的意義

位次の制定と改定を中心に――」において言及した。

- 12 諸侯、以都尉侯、九百戶。」同張侯毛沢条「以中涓騎從起豐、以郎將入漢、從擊諸侯、七百戶。」同傿陵侯朱濞条「以卒從起豐 侯王竟条 人漢、以都尉擊籍・荼、侯、七百戶。」同鹵侯張平条「以中涓前元年從起單父、不入關、 『史記』巻一八高祖功臣侯者年表紀信侯陳倉条「以中涓從起豐、以騎將入漢、以將軍擊籍、後攻盧綰、侯、七百戶。」同甘泉 一千七百戶。」 「以車司馬漢王元年初從起高陵、屬劉賈、以都尉從軍、侯。」同煮棗侯革赤条「以越連敖從起豐、 以擊籍・布・燕王綰、 別以郎將入漢、擊 得南陽、侯、
- 不滿一歲一級。外郎不滿二歲賜錢萬。宦官尚食比郎中。謁者・執楯・執戟・武士・騶比外郎。太子御驂乘賜爵五大夫、 五月丙寅、太子卽皇帝位、尊皇后曰皇太后。賜民爵一級。中郎・郎中滿六歲爵三級、四歲二級。外郎滿六歲二級。中郎

13

- 不滿十歲有罪當刑者、皆完之。又曰、「吏所以治民也、能盡其治則民賴之、故重其祿、 金、二千石二十金、六百石以上六金、五百石以下至佐史二金。减田租、復十五稅一。爵五大夫・吏六百石以上及宦皇帝 舍人滿五歳二級。賜給喪事者、二千石錢二萬、六百石以上萬、五百石・二百石以下至佐史五千。視作斥上者、將軍四十 而知名者有罪當盜械者、皆頌繫。上造以上及內外公孫耳孫有罪當刑及當爲城旦舂者、皆耐爲鬼薪白粲。民年七十以上若 所以爲民也。今吏六百石以上父母
- (4)『漢書』巻二恵帝紀「令郡諸侯王立高廟。」
- 15 白馬の盟については前掲注二李書第六章「漢初軍功受益階層と漢代政治」(該当部分の初出は | 秦末漢初の盟誓』『東方学』

妻子與同居、及故吏嘗佩將軍都尉印將兵及佩二千石官印者、家唯給軍賦、他無有所與。」

ほか、栗原朋信「『封爵の誓』についての小研究」(『秦漢史の研究』吉川弘文館、一九六〇年五月(初出「封爵之誓について」 第九六輯、一九九八年七月)や前掲注六楯身書第四章「功臣層形成の背景― 「漢初における郡国制の形成と展開― ─諸侯王の性質変化をめぐって――」『古代文化』第六二巻第一号、二○一○年六月)の -郡国制の形成と展開を手がかりに――」(初出

16 『社会経済史学』第一七巻第六号、一九五一年一二月))などを参照。 『史記』巻五五留侯世家には、高祖六年に功臣たちが封侯をめぐって争っていたことが述べられており、当時の功臣たちが

- の権限が認められることは、皇帝への忠誠心をかき立てるものであったと言える。 列侯に封建されることを渇望していたことが分かる。列侯への封建が渇望されるものであったとすれば、皇帝のみに列侯封建
- 17 九九八年一一月))。 佐としたと指摘している(前掲注二李書第三章「秦末漢初の王国」(初出「秦末漢初的王国及其王者」『燕京学報』新五期、一 氏は、高祖期には同姓諸侯王が幼く、自ら王国を統治することができなかったため、高祖は功臣を諸侯王国の相国に任じて輔 高祖期には異姓諸侯王の反乱や匈奴の侵攻が相次いだが、それらの平定の主力となったのは高祖功臣であった。また李開元
- 18 『史記』巻八高祖本紀高祖一二年四月条 天下危矣。陳平・灌嬰將十萬守滎陽、樊噲・周勃將二十萬定燕・代、此聞帝崩、諸將皆誅、必連兵還鄕以攻關中。大臣 非盡族是、天下不安。」人或聞之、語酈將軍。酈將軍往見審食其、曰、「吾聞帝已崩、 四月甲辰、高祖崩長樂宮。四日不發喪。呂后與審食其謀曰、「諸將與帝爲編戶民、今北面爲臣、此常怏怏、今乃事少主、 四日不發喪、欲誅諸將。誠如此、
- 19 であった。 歲、侯。」とあるように、楚漢戦争期に呂后の側近くに仕え、高后年間には左丞相に任じられるなど、呂后の信頼の厚い人物 審食其は『史記』巻一八高祖功臣侯者年表辟陽侯審食其条に「以舍人初起、侍呂后・孝惠沛三歳十月、呂后入楚、食其從一

內叛、諸侯外反、亡可翹足而待也。」審食其入言之、乃以丁未發喪、大赦天下。

- 20 『史記』巻八高祖本紀高祖一二年四月条(原文は前掲注一八を参照)。
- などに見える。 高祖が皇太子劉盈を廃そうとし、功臣の激しい反対にあって断念したことは、『史記』巻五五留侯世家・巻九六張丞相列伝
- 22 呂后が趙王劉如意を殺害し、 斉王劉肥の暗殺を謀ったことは『史記』巻九呂太后本紀などに見える。 また、 劉肥は暗殺から

漢初列侯封建の政治的背景

(邉見)

の封地は削られ、高后元年一〇月には済南郡が呂王呂台の封地とされ、高后七年二月には琅邪郡が琅邪王劉沢の封地とされた。 逃れるために、城陽郡を呂后の娘魯元公主の湯沐邑として献上し、魯元公主を斉の王太后とした。その後、呂后によって斉国

(23)『史記』巻九呂太后本紀太史公日

刑罰罕用、罪人是希。民務稼穡、 孝惠皇帝・高后之時、黎民得離戰國之苦、君臣俱欲休息乎無爲、故惠帝垂拱、高后女主稱制、 衣食滋殖 政不出房戶、天下晏然。

- 24 条「以齊將、高祖三年降、定齊、侯、千戶。」 『史記』巻一九恵景間侯者年表便侯呉浅条「長沙王子、侯、二千戶。」同軑侯利蒼条「長沙相、侯、七百戶。」同平都侯劉到
- 25 出「前漢王国の官制」東京教育大学文学部東洋史学研究室編『東洋史学論集』第三集、不昧堂書店、 鎌田重雄『秦漢政治制度の研究』(日本学術振興会、一九六二年一二月)第二篇「漢の郡国制度」 第一章「王国の官制」 一九五四年一一月)。 初
- 26 吉開将人「漢初の封建と長沙国」『日本秦漢史学会会報』第九号、二〇〇八年一二月。
- (27) 『史記』巻一八高祖功臣侯者年表離侯鄧弱条「失此侯始所起及所絶。」

28

『漢書』巻一六高恵高后文功臣表離侯鄧弱条

- 四月戊寅封。楚漢春秋亦闕。成帝時、光祿大夫滑湛日旁占驗曰、「鄧弱以長沙將兵侯。」(傍点筆者、 引用部分を示す。)
- 29 『史記』巻一八高祖功臣侯者年表義陵侯呉程条「以長沙柱國侯、千五百戶。」
- (30) 前掲注二六吉開論文。
- 31 『史記』巻一七漢興以来諸侯王年表・『漢書』巻一三異姓諸侯王表によれば、長沙王呉臣の諡は成王である。
- (31)『史記』巻一九恵景間侯者年表醴陵侯某越条(31)『史記』巻一七漢興以来諸侯王年表・『漢書』
- 以卒從、漢王二年初起櫟陽、以卒吏擊項籍、爲河內都尉、用長沙相侯、六百戶。
- 33 『史記』巻七項羽本紀「鄱君吳芮率百越佐諸侯、 又從入關、故立芮爲衡山王、都邾。」
- 34 6利蒼条には「以長沙相侯、七百戸。」と見える。 前掲の『史記』巻一九恵景間侯者年表軚侯利蒼条には「長沙相、侯、七百戸。」とあり、『漢書』巻一六高恵高后文功臣表軚
- 35 『史記』巻一九恵景間侯者年表軑侯利蒼条・『漢書』巻一六高恵高后文功臣表軑侯利蒼条はともに利蒼の没年を高后二年とす

- 36 父呉臣の没年は恵帝元年である。後述の呉回から呉右への代替わりも同様に理解できる。 『史記』巻一七漢興以来諸侯王年表・『漢書』巻一三異姓諸侯王表は、恵帝二年を長沙哀王呉回の元年とする。よって呉回の
- (37) 『史記』巻一八高祖功臣侯者年表周呂侯呂沢条

以呂后兄初起以客從、入漢爲侯。還定三秦、將兵先入碭。漢王之解彭城、往從之、復發兵佐高祖定天下、功侯。

- (38) 『史記』巻七項羽本紀高祖二年四月条・巻八高祖本紀高祖二年条。
- (39)『史記』巻一八高祖功臣侯者年表建成侯呂釈之条

以呂后兄初起以客從、擊三秦。漢王入漢、而釋之還豐沛、奉衞呂宣王・太上皇。天下已平、封釋之爲建成侯。

 $\stackrel{\frown}{40}$ 沢条に一侯台嗣、 『史記』巻一八高祖功臣侯者年表周呂侯呂沢条に「九年、子台封酈侯元年。」とあり、『漢書』巻一八外戚恩沢侯表周呂侯呂 高祖九年更封爲鄜侯。」と見える。

41俞侯とされている。さらに景帝六年(前一五一)に鄃侯に封建された欒布についても、『史記』恵景間侯者年表鄃侯欒布条・ 呂它条・『漢書』巻一六高恵高后文功臣表鄃侯呂它条は名を「它」に作ることから、本稿では名を「它」とした。 呂它は後引の『史記』巻九呂太后本紀高后四年条では「呂他」と記されている。しかし『史記』巻一九恵景間侯者年表鄃侯 また呂它の封号は、『史記』呂太后本紀高后四年条・恵景間侯者年表鄃侯呂它条・『漢書』高恵高后文功臣表鄃侯呂它条では

巻九五酈商列伝・巻一○○欒布列伝・『漢書』巻一七景武昭宣元成功臣表鄃侯欒布条・巻一九下百官公卿表下元狩六年 水注は、鄃侯とする。 一七)条は、封号を俞侯とする。一方、『史記』巻一一孝景本紀景帝六年春条・『漢書』巻三七欒布伝および『水経注』巻五河

玉縄および紙屋氏の説に従い、本稿では呂它の封号を鄃侯とした。 鄃侯であったと解している(紙屋『『漢書』列侯表考証(中)」『福岡大学人文論叢』第一五巻第三号、一九八三年一二月)。梁 書』志二○郡国志二清河国条・『説文解字』巻六下が清河郡鄃県の名をいずれも「鄃」に作ることから、呂它・欒布の封号は 点からも梁玉縄の説は妥当なものと考えられる。また紙屋正和氏は、梁玉縄の説に加え、『漢書』地理志上清河郡条・『後漢 古が『漢書』巻二八上地理志上清河郡鄃県条に注して「鄃」の音を「輸」とするなど、「俞」・「鄃」両字は同音である。 撰『史記志疑』巻一二恵景間侯者年表)。『史記』恵景間侯者年表鄃侯呂它条の集解引如淳注が「俞」の音を「輸」とし、顔師 梁玉縄は呂它の列侯国を清河郡鄃県に比定したうえで、「史・漢多省作『俞』、其實當作『鄃』也。」と述べている

(42)『史記』巻一九恵景間侯者年表鄃侯呂它条

なお、『漢書』巻一六高恵高后文功臣表鄃侯呂它条にもやや表現は異なるが同様の記事が見られる。 以連敖從高祖破秦、 入漢、以都尉定諸侯、功比朝陽侯。嬰死、子它襲功、用太中大夫侯。

- (43) 『史記』巻九呂太后本紀高后四年条
- 四年、封呂嬃爲臨光侯、呂他爲俞侯、呂更始爲贅其侯、呂忿爲呂城侯、及諸侯丞相五人。
- 44 『史記』巻一九恵景間侯者年表鄃侯呂它条「八年、侯它坐呂氏事誅、國除。」
- 46 45 『史記』巻九呂太后本紀高后七年二月条「太后女弟呂嬃有女爲營陵侯劉澤妻、澤爲大將軍。」 『史記』巻一九恵景間侯者年表滕侯呂更始条「以舍人・郎中十二歳、以都尉屯霸上、用楚相侯。」
- 47 『史記』巻一九恵景間侯者年表南宮侯張買条「以父越人爲高祖騎將從軍、以大中大夫侯。」
- 48 『史記』巻九呂太后本紀高后元年四月条「四月、太后欲侯諸呂、迺先封高祖之功臣郎中令無擇爲博城侯。」
- \$) 『史記』巻一九恵景間侯者年表博城侯馮無択条

以悼武王郎中、兵初起、從高祖起豐、攻雍丘、擊項籍、力戰、奉衞悼武王出滎陽、功侯。

- 50 前掲注二李書第六章「漢初軍功受益階層と漢代政治」(該当部分の初出は「前漢初年における宮廷と政府
- とのかかわりをめぐって──」『史学雑誌』第一○八篇第一○号、一九九九年一○月)。 『史記』巻九呂太后本紀高后元年条

何面目見高帝地下。」陳平・絳侯曰、「於今面折廷爭、臣不如君、夫全社稷、定劉氏之後、君亦不如臣。」王陵無以應之。 后喜、罷朝。王陵讓陳平・絳侯曰、「始與高帝啑血盟、諸君不在邪。今高帝崩、太后女主、欲王呂氏、諸君從欲阿意背約 也。」太后不說。問左丞相陳平・絳侯周勃。勃等對曰、「高帝定天下、王子弟、今太后稱制、王昆弟諸呂、無所不可。」太 太后稱制、議欲立諸呂爲王、問右丞相王陵。王陵曰、「高帝刑白馬盟曰、『非劉氏而王、天下共擊之』。今王呂氏、非約

- 后大臣に風」すと述べられ、これを受けて大臣が呂后に呂台を呂王に封建することを願っている。そして呂后はこれを認める かたちで呂台を呂王に封建した。 後引の『史記』巻九呂太后本紀高后元年四月条では、呂后が恵帝の皇子を諸侯王・列侯に封建したことを述べた後に、「太
- (53) 『史記』巻九呂太后本紀高后八年七月条

呂太后誡産・祿曰、「高帝已定天下、與大臣約曰、『非劉氏王者、天下共擊之。』今呂氏王、大臣弗平。我卽崩、

大臣恐爲變。必據兵衞宮、愼毋送喪、毋爲人所制。」

(4) 『史記』巻九呂太后本紀高后八年八月条

寡人率兵入誅不當爲王者。」 崩、而帝春秋富、未能治天下、固恃大臣諸侯。而諸呂又擅自尊官、 齊王迺遺諸侯王書曰、「高帝平定天下、王諸子弟、悼惠王王齊。悼惠王薨、孝惠帝使留侯良立臣爲齊王。孝惠崩、 春秋高、聽諸呂、擅廢帝更立、又比殺三趙王、滅梁・趙・燕以王諸呂、分齊爲四。忠臣進諫、上惑亂弗聽。 聚兵嚴威、劫列侯忠臣、矯制以令天下、宗廟所以危。 今高后 高后用

、傍点筆者。 引用部分を示す。)

(55)『史記』巻九呂太后本紀高后元年四月条

爲壺關侯。 柳侯、張賈爲南宮侯。太后欲王呂氏、先立孝惠後宮子彊爲淮陽王、子不疑爲常山王、子山爲襄城侯、子朝爲軹侯、子武 平侯張敖也。封齊悼惠王子章爲朱虛侯、以呂祿女妻之。齊丞相壽爲平定侯。少府延爲梧侯。乃封呂種爲沛侯、呂平爲扶 四月、太后欲侯諸呂、迺先封高祖之功臣郎中令無擇爲博城侯。魯元公主薨、賜謚爲魯元太后。子偃爲魯王。魯王父、宣 太后風大臣、大臣請立酈侯呂台爲呂王、太后許之。建成康侯釋之卒、嗣子有罪、廢、立其弟呂祿爲胡陵侯、

56 条・巻五二斉悼恵王世家・『漢書』巻一五上王子侯表上朱虚侯劉章条・巻三八高五王伝は高后二年に劉章が朱虚侯に封建され 『史記』巻九呂太后本紀高后元年四月条には朱虚侯劉章の封建も記されているが、『史記』巻一九恵景間侯者年表朱虚侯劉章

たとする。ここでは後者に従い、表三には挙げなかった。

五月丙寅、『漢書』巻一八外戚恩沢侯表建成侯呂釈之条は同年九月丙寅とする。このうち、丙寅が存在するのは四月のみであ 呂禄紹封の時期について、『史記』巻九呂太后本紀は高后元年四月、『史記』巻一八高祖功臣侯者年表建成侯呂釈之条は同年

57

(5) 『史記』巻一九恵景間侯者年表梧侯陽成延条

るから、

以軍匠從起郟、入漢、後爲少府、作長樂・未央宮、築長安城、先就、功侯、五百戶。

呂禄は高后元年四月丙寅に紹封が許されたと考えられる。

(5) 『史記』巻一九恵景間侯者年表平定侯斉受条

- 以卒從高祖起留、以家車吏入漢、以梟騎都尉擊項籍、得樓煩將功、用齊丞相侯。一云項涓。
- 60 ば長安城は恵帝五年九月に完成した)、斉受は楚漢戦争期のものである。 『史記』巻一九恵景間侯者年表に挙げられた功績は、陽成延は高祖期および恵帝期のものであり(『漢書』巻二恵帝紀によれ
- 62 61 『漢書』巻一八外戚恩沢侯表臨泗侯呂公条「高后元年追尊曰呂宣王。」 『史記』巻一九恵景間侯者年表沛侯呂種条「呂后兄康侯少子、侯、奉呂宣王寢園。」
- 63 『漢書』巻三二張耳伝「呂太后立敖子偃爲魯王、以母爲太后故也。」同顔師古注「以公主爲齊王太后、故立其子爲王。」
- 『史記』巻九呂太后本紀恵帝七年八月条

北軍、及諸呂皆入宮、居中用事、如此則太后心安、君等幸得脫禍矣。」丞相迺如辟彊計。太后說、其哭迺哀。呂氏權由此 哭不悲、君知其解乎。」丞相曰、「何解。」辟彊曰、「帝毋壯子、太后畏君等。君今請拜呂台・呂產・呂祿爲將、將兵居南 七年秋八月戊寅、孝惠帝崩。發喪、太后哭、泣不下。留侯子張辟彊爲侍中、年十五、謂丞相曰、「太后獨有孝惠、今崩、

- 65 前掲注四拙稿「高祖系列侯位次の政治的意義――位次の制定と改定を中心に――」。
- 66 侯蕭何条・巻三九蕭何伝に従った。 何の妻某同と少子蕭延については『史記』・『漢書』の記載に異同が見られるが、ここでは『漢書』巻一六高恵高后文功臣表酇 十八侯の位次については前掲注四拙稿「高祖系列侯位次の政治的意義――位次の制定と改定を中心に― ―」を参照。また蕭
- 67 巻三八高五王伝に見える。 劉郢客が高后二年に上邳侯に封建されて宗正に任じられたことは、『漢書』巻一九下百官公卿表下・巻三六楚元王伝に見え また劉章が同年、長安に宿衛して朱虚侯に封建され、呂禄の娘を妻としたことは『史記』巻五二斉悼恵王世家・『漢書』
- 68 前掲注四拙稿「列侯と関内侯――漢初における列侯封建の政治的意義をめぐって――」。
- 69 ことが明示的に述べられているのに対し、呂更始は「以舍人・郎中十二歳、 を混同したと考えられる。『史記』巻一九恵景間侯者年表において、呂勝は「呂后昆弟子、用淮陽丞相侯。」と呂氏一族である に封建されたのは呂勝であり、呂更始は滕侯に封建された。いずれも呂氏一族であることから、『史記』呂太后本紀では両者 『史記』巻九呂太后本紀高后四年条では呂更始が贅其侯に封建されたとするが、『史記』・『漢書』の列侯表によれば、贅其侯 以都尉屯霸上、用楚相侯。」と呂氏一族であるこ

- について述べていたとしても行論上、問題とはならない。 とが明示されていないことから、本稿では『史記』呂太后本紀は贅其侯呂勝のことを述べていると解したが、仮に滕侯呂更始
- 70 『史記』巻一九恵景間侯者年表成陶侯周信条「以卒從高祖起單父、爲呂氏舍人、度呂后淮之功、 用河南守侯、
- 石の任用」(該当部分の初出は「前漢郡県統治制度の展開について――その基礎的考察――」(上)(『福岡大学人文論叢』第一 紙屋正和『漢時代における郡県制の展開』(朋友書店、二〇〇九年三月)第二章「前漢前半期における郡・国の職掌と二千
- (72)『史記』巻九呂太后本紀高后八年八月条

二巻第四号、一九八二年三月)第二節)。

- 當是時、濟川王太・淮陽王武・常山王朝名爲少帝弟、及魯元王呂后外孫、皆年少未之國、
- 73 とのかかわりをめぐって---」)。 前掲注二李書第六章「漢初軍功受益階層と漢代政治」(該当部分の初出は「前漢初年における宮廷と政府
- (7) 前掲注二五鎌田書第二篇「漢の郡国制度」第六章「郡都尉」。
- 75 五号、二〇〇九年七月。 | 大櫛敦弘「三川郡のまもり――「秦代国家の統一支配」補論――」『人文科学研究(高知大学人文学部人間文化学科)』第一
- 76 『史記』巻九呂太后本紀高后四年五月条 其母死、非真皇后子、迺出言曰、「后安能殺吾母而名我。我未壯、壯卽爲變。」太后聞而患之、恐其爲亂、迺幽之永巷中 宣平侯女爲孝惠皇后時、無子、詳爲有身、取美人子名之、殺其母、立所名子爲太子。孝惠崩、太子立爲帝。帝壯、或聞 后爲天下齊民計所以安宗廟社稷甚深、羣臣頓首奉詔。」帝廢位、太后幽殺之。五月丙辰、立常山王義爲帝、更名曰弘。不 歡欣交通而天下治。今皇帝病久不已、迺失惑惛亂、不能繼嗣奉宗廟祭祀、不可屬天下、其代之。」羣臣皆頓首言、「皇太 言帝病甚、左右莫得見。太后曰、「凡有天下治爲萬民命者、蓋之如天、容之如地、上有歡心以安百姓、百姓欣然以事其上.
- 77 とし、『史記』巻五七絳侯周勃世家・『漢書』巻四○周勃伝も恵帝六年に周勃が太尉となったことは述べるが、高后四年につい しかし『漢書』巻一九下百官公卿表下は恵帝六年(前一八九)に周勃が太尉に任じられ、文帝元年まで周勃がその職にあった 『史記』巻九呂太后本紀・巻一八高祖功臣侯者年表・巻二二漢興以来将相名臣年表は高后四年に周勃を太尉に任じたとする。

稱元年者、以太后制天下事也。以軹侯朝爲常山王。置太尉官、絳侯勃爲太尉。

となどから、周勃は少なくとも高后元年以降、高后四年五月に再び任じられるまでは太尉の職になかったと考えるべきである 陵・陳平が封号ではなく、それぞれ右丞相・左丞相と官職を記されているのに対して、周勃のみ絳侯と封号を記されているこ ては言及していない。この史料の異同については、郭茵氏が指摘しているように、『史記』呂太后本紀高后元年条において王 前掲注三郭書第四章「呂太后の権力基盤の衰退と官僚任用政策の変化」注一七)。

78 守・相が列侯に封建された郡国のほか、魯国は呂后の外孫張偃を王とし、城陽郡は恵帝期に呂后の娘魯元公主の湯沐邑とさ 『史記』巻九呂太后本紀高后八年八月条(原文は前掲注五四を参照)。

うに呂后と親しい関係にあった。よって、魯国・淮南国・城陽郡も少帝恭廃位に際して諸侯王国を牽制する役割を有した可能

る。また淮南王劉長は『史記』巻一一八淮南衡山列伝に「厲王蚤失母、常附呂后、孝惠・呂后時以故得幸無患害。」とあるよ れ、高后元年に魯元公主が没した後は漢郡とされたと考えられるから、魯国・城陽郡も呂氏政権の影響下にあったと推測され

性がある

80 『史記』巻九呂太后本紀高后八年条 高后爲外孫魯元王偃年少、蚤失父母、孤弱、迺封張敖前姬兩子、侈爲新都侯、壽爲樂昌侯、以輔魯元王偃。及封中大謁

81 『史記』巻九呂太后本紀高后八年条所見の張侈の封号は新都侯であるが、『史記』巻一九恵景間侯者年表・巻八九張耳列伝・

者張釋爲建陵侯、呂榮爲祝茲侯。諸中宦者令丞皆爲關內侯、食邑五百戶。

『漢書』巻一六高恵高后文功臣表・巻三二張耳伝は信都侯とする。本稿では後者に従った。 『漢書』巻一六高恵高后文功臣表宣平侯張敖条「孝文元年、以非正免。」

82

れる。 なお、楽昌侯張受については同条に「元年免。」とのみ記されているが、免侯の状況は信都侯張侈と同様であったと推測さ

83 『史記』巻一九恵景間侯者年表建陵侯張釈条「以大謁者侯、宦者、多奇計。」

『漢書』巻二七中之上五行志中之上

- 高后八年三月、祓霸上、還過枳道、見物如倉狗、橶高后掖、忽而不見。卜之、趙王如意爲祟。遂病掖傷而崩
- 立爲趙王。太后許之、追尊祿父康侯爲趙昭王。」と見える。これによれば、高后七年秋には呂禄の封号は胡陵侯ではなく武信 『史記』巻九呂太后本紀高后七年秋条には呂禄の趙王封建について「太傅產・丞相平等言、武信侯呂祿上侯、位次第一、請

侯であった。このときまでに徙封もしくは封号の変更が行われたと考えられる。

(8)『史記』巻九呂太后本紀高后八年七月条6つまった。このときまでに後まもしくにま写の変更が

遺詔賜諸侯王各千金、將相列侯郎吏皆以秩賜金。大赦天下。以呂王產爲相國、以呂祿女爲帝后。

(87) 前掲注二李書。

漢初列侯封建の政治的背景(邉見)